

火災保険・地震保険の概況

2017年度

火災保険・地震保険の概況

2018年4月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総務企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300 (代表)

URL <https://www.giroj.or.jp/>

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、火災保険・地震保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書のエッセンスをまとめた簡易版として「これでナットク！損害保険のカカク」を別途発行しております。こちらをご覧ください。

2018年4月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険の参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は36社（2018年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目次

はしがき	1
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは	2
はじめに 損害保険とは	4

第Ⅰ部 すまいに関する保険の制度概要

1 すまいに関する保険の仕組み	6
2 火災保険と地震保険	
1 火災保険の概要	8
2 地震保険の概要	9

第Ⅱ部 火災保険

1 火災保険とは	
1 火災保険の保険約款	10
2 火災保険の補償内容	11
3 火災保険標準約款	13
2 火災保険の保険料率	
1 火災保険の保険料率の概要	14
2 火災保険の参考純率の算出	18
3 火災保険の参考純率の算出後の流れ	20
4 火災保険の参考純率の検証と改定	21
3 火災保険の現況	
1 保険料（収入）の状況	22
2 保険金（支払い）の状況	23
トピックス	
1 地球温暖化による影響	27

第Ⅲ部 地震保険

1 地震保険とは	
1 地震保険の保険約款	28
2 地震保険の補償内容	29
3 地震保険標準約款	31
2 地震保険の保険料率	
1 地震保険の保険料率の概要	32
2 地震保険の基準料率の算出	36
3 地震保険の基準料率の算出後の流れ	38
4 地震保険の基準料率の検証と改定	39
3 地震保険の現況	
1 保険料（収入）の状況	40
2 保険金（支払い）の状況	42
トピックス	
2 地震保険基準料率の段階改定	44
3 地震による建物の被害（揺れによる損壊）	46

第Ⅳ部 すまいに関する保険関連の統計

1 火災保険統計	48
2 地震保険統計	54
3 関連情報	64

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

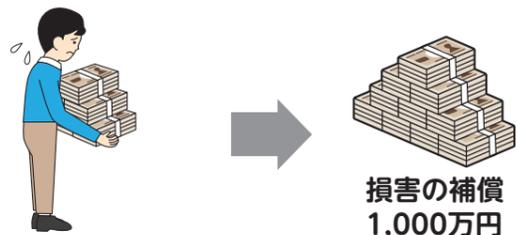
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとして、1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

貯蓄

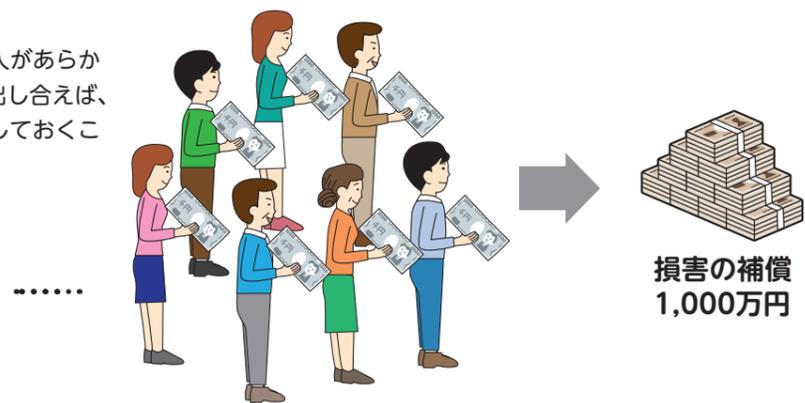
1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



損害の補償
1,000万円

保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



損害の補償
1,000万円

このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、社会政策的な側面をもつ保険もあります。

3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

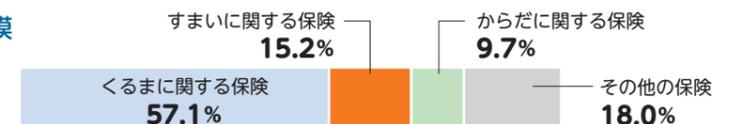
■損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます (事務所や工場なども含みます)。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2016年度の元受正味収入保険料は約9兆1,167億円です。その内訳は右のとおりです。



*[平成29年版 インシュアランス損害保険統計号] (株式会社 保険研究所) から作成。

1 すまいに関する保険の仕組み

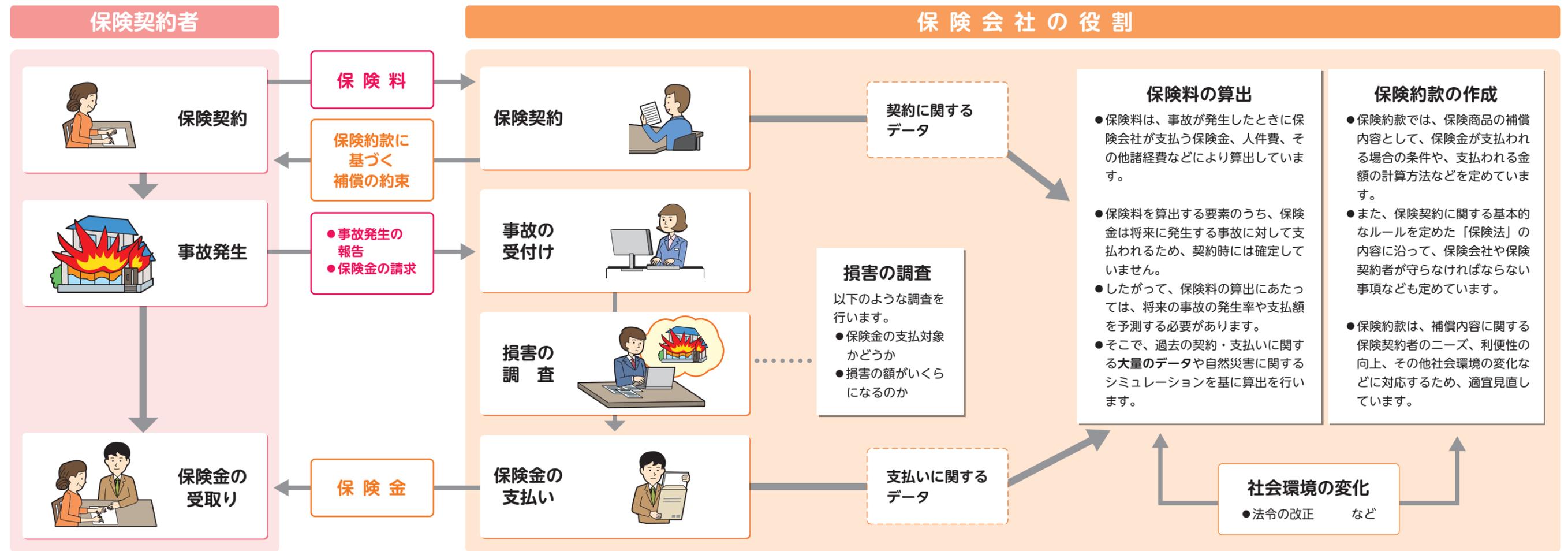
保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータや自然災害に関するシミュレーション※などにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています（以下では、火災保険を例に説明します）。

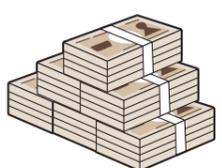
※自然災害に関するシミュレーションについては、第II部2 2 (2) MEMO 自然災害に関するシミュレーション (P19) をご参照ください。

▶ 火災保険・地震保険の詳細はこちらに記載しています。

	保険料の算出	保険約款の作成
火災保険	第II部2 火災保険の保険料率 P14～	第II部1 火災保険とは P10～
地震保険	第III部2 地震保険の保険料率 P32～	第III部1 地震保険とは P28～



memo 保険料と保険金の違いは？
 保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。
 保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



memo なぜ大量のデータを用いるの？
 例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目が出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。これを「大数の法則」といい、事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 火災保険と地震保険

すまいに関する保険には、「火災保険」と「地震保険」があります。

火災保険

火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。

地震保険

地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。

地震や噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害については、火災保険では補償されません。

1 火災保険の概要

建物や家財を対象とする一般的な火災保険では、次のような事故による損害が補償されます（個々の契約の補償内容は、各保険会社が販売している保険の内容や契約者の方が選択される内容によって異なります）。



➡ 詳細は、第 II 部 火災保険 (P10) をご参照ください。

2 地震保険の概要

地震保険は、火災保険で補償されない「地震や噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害」を補償する保険で、次の特徴があります。



■地震保険の特徴

火災保険とあわせて契約

- 火災保険を契約する場合、原則として、あわせて地震保険も契約することになります。ただし、地震保険は契約しない旨を申込書に記載することにより、地震保険を契約しないこともできます。
- 火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、火災保険の保険期間の途中から地震保険を契約することもできます。
- 火災保険を契約せずに、地震保険のみ契約することはできません。

政府による「再保険」

- 大規模な地震により巨額な損害が生じる場合など、保険会社のみでは補償しきれない場合もあり得るため、地震保険では、政府が再保険をする仕組みになっています。

➡ 詳細は、第 III 部 3 2 MEMO 政府による再保険 (P43) をご参照ください。



➡ 詳細は、第 III 部 地震保険 (P28) をご参照ください。

1 火災保険とは

火災保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



※一般的な火災保険契約に関する説明には **←一般的な火災保険契約** と記載し、火災保険参考純率に関する説明には **←火災保険参考純率** と記載しています。

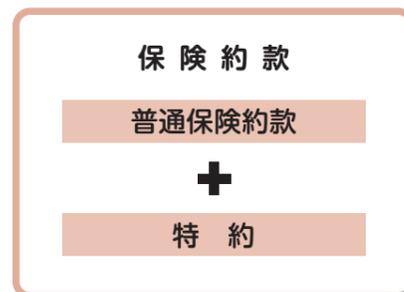
1 火災保険の保険約款

火災保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています（以下、住宅向けの火災保険について説明します）。

←一般的な火災保険契約

■保険約款の構成

火災保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



2 火災保険の補償内容

以下では、火災保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります（以下、建物と家財の両方を対象とした契約について説明します）。

(1) 保険金が支払われる場合

←一般的な火災保険契約

建物や家財を対象とする火災保険では、以下のような事故によって生じた損害に対して保険金が支払われます。

■火災、落雷、破裂・爆発

- 家が火事にあった場合
- 雷による高電圧によって電化製品が壊れた場合
- ガス漏れによって爆発が起きた場合

など



■自然災害

- 台風や竜巻で屋根が飛ばされた場合
- ひょうが降って屋根に穴が開いた場合
- 豪雪によって建物が壊れた場合
- 豪雨による洪水で家が床上まで浸水した場合

など



■その他

- 家財が盗まれたり、泥棒によって鍵や窓が壊された場合
- 水道管から水が漏れ、床が水浸しになった場合
- 建物に自動車が飛び込んで来た場合
- デモに伴う暴力行為により、建物が壊された場合
- 掃除中に誤って窓ガラスを割ってしまった場合

など



前記の損害のほか、次のような費用に対しても保険金が支払われます。

臨時費用

家が燃えてしまった時などに臨時に発生する諸費用（宿泊費、交通費等）

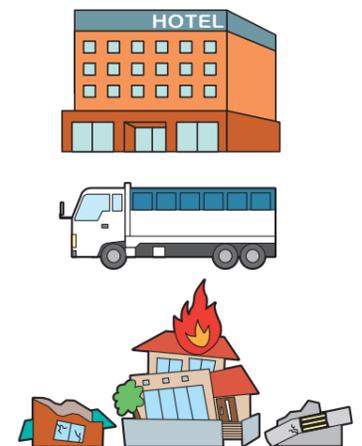
残存物取片づけ費用

火災などにより損害を被った際に、焼け残った建物や家財の取り壊し、撤去、搬送などの処分にかかる費用

地震火災費用

地震による火災で家が燃えてしまった時などに発生する臨時の費用（地震保険から支払われる保険金とは異なります）

など



(2) 支払われる保険金の額

←一般的な火災保険契約

契約時に決めた方法にしたがって算定された損害の額が保険金として支払われます。ただし、免責金額を設定していた場合には、損害の額から免責金額を差し引いた額が支払われます。

損害の額の決め方は以下の2通りがありますが、現在は『再調達価額』をもとに決める方法が一般的です。

■損害の額の決め方

<p>『再調達価額』をもとに決める方法</p>	<p>損害が生じた物を再築または再取得するのに必要な金額をもとに決める方法です。 この方法の場合、建物が全焼してしまったときなどは、支払われた保険金で同じ建物を建てることも可能です。</p>	
<p>『時価額』をもとに決める方法</p>	<p>損害が生じた時点の物の価値をもとに決める方法です。 この方法の場合、上記の『再調達価額』をもとに決める方法よりも、保険料は安くなりますが、建物が全焼してしまったときなどは、支払われた保険金だけでは同じ建物を建て直したり買い替えたりすることができない可能性があります。</p>	

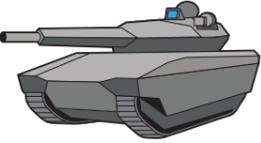
■免責金額の設定

免責金額とは、保険金を受け取る方が負担する金額のことです。一定額までの損害であれば自己負担するが、それ以上の場合には保険で補償してほしいと考えるときなどには、免責金額を設定することができます。この場合、支払われる保険金の額は少なくなりますが、保険料は安くなります。

(3) 保険金が支払われない場合

←一般的な火災保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。

<p>保険契約者などの故意・重大な過失 (自宅への放火など)</p> 	<p>戦争</p> 	<p>地震・噴火、またはこれらによる津波</p> 
--	---	---

など

3 火災保険標準約款

当機構では、火災保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを火災保険標準約款といいます。

←火災保険参考純率

2 火災保険の保険料率

火災保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1 火災保険の保険料率の概要

(1) 火災保険の保険料率

←一般的な火災保険契約

火災保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円に契約すると、保険料は3万円 (=1,000万円×0.003) となり、保険金額を2,000万円に契約すると、保険料は6万円となります。

火災保険の保険料率には、保険契約者が支払う火災保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

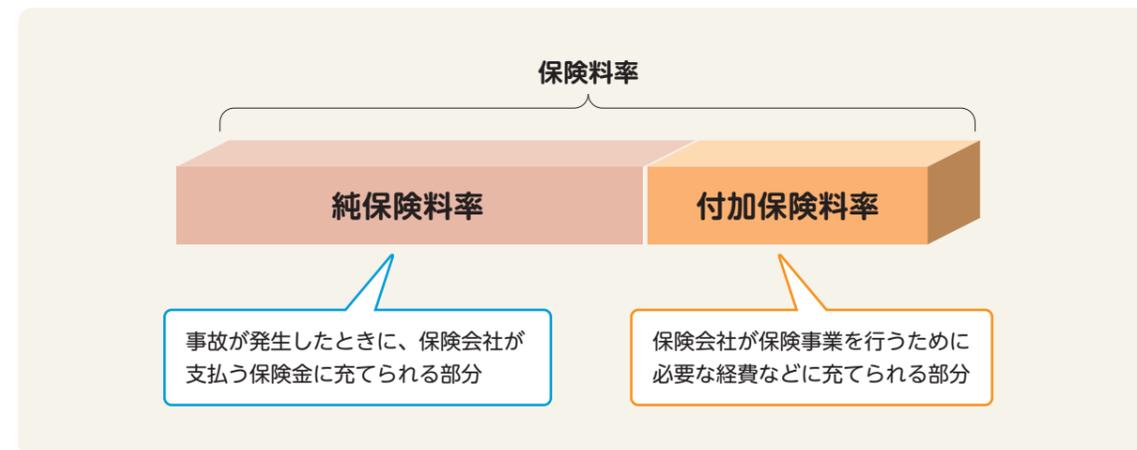
なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2章(4)火災保険の料率区分(P16)をご参照ください。

保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。例えば、実際の損害額が1,200万円であったとしても、保険金額が1,000万円であれば、支払われる保険金の上限は1,000万円となります。

■ 保険料率の構成



memo 保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して火災保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

(2) 保険料率の3つの原則

←一般的な火災保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

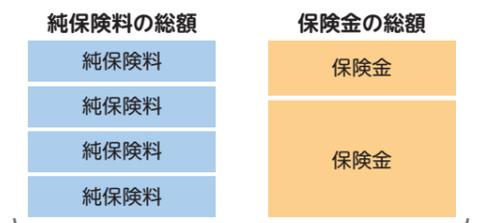
合理的	妥当	不当に差別的でない
<ul style="list-style-type: none"> 算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること。 算出が、保険数理に基づく科学的方法によるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の保険金の支払いに充てられることが見込まれる純保険料率として、過不足が生じないと認められるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険の区分や水準が、実態的な危険の格差に基づき適切に設定されていること。

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



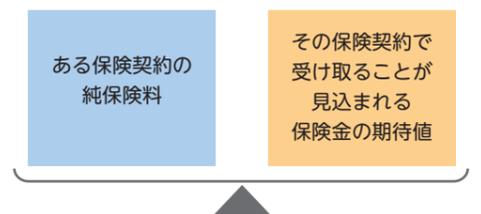
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



(3) 参考純率を算出している火災保険の種類

← 火災保険参考純率

当機構では、住宅物件、一般物件、工場物件、倉庫物件の4物件に区分して、火災保険の参考純率を算出しています。

■ 火災保険参考純率における物件種別

 <p>住宅物件 住居としてのみ使用する建物です。</p>	 <p>一般物件 オフィスビルや学校など、住宅物件・工場物件・倉庫物件のいずれにも該当しないものです。</p>	 <p>工場物件 食料品製造工場や化学工場など、動力や電力を大量に使用し製品の製造・加工などを主として行う建物です。</p>	 <p>倉庫物件 倉庫業者が顧客から預かった物品を保管するための建物です。</p>
---	---	---	---

以下、特段記載のない限り最も身近な住宅物件の火災保険について説明します。

(4) 火災保険の料率区分

← 火災保険参考純率

火災保険の保険料率には、保険契約者が支払う火災保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における火災保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

① 建物の構造

建物の構造（造りや耐火性能など）が異なると、火災が起きたときの燃え広がり方に差が生じるなど、被害の程度や壊れやすさのリスクが異なるため、保険料率を建物の構造により区分しています。

■ 火災保険参考純率における建物（住宅物件）の構造

M構造		耐火建築物の共同住宅（コンクリート造のマンションなど）	リスクが低い 保険料が安い
T構造		耐火建築物の専用住宅（建物を店舗などで使用していないもの）や準耐火建築物・省令準耐火建物（鉄骨造など）	較差※ 3.54~7.75倍
H構造		M構造・T構造のいずれにも該当しない建物（木造など）	

※較差は最も保険料率が高い構造と低い構造を比較したものです。なお、この較差は建物の所在する都道府県によって異なります。

② 建物の所在地

台風や豪雪等の自然災害が発生する頻度や被害の程度、建物密集度による延焼リスクなどは、地域により異なるため、保険料率を建物の所在地（都道府県別）により区分しています。

■ 火災保険参考純率における建物の所在地による区分



都道府県による較差※
1.21~2.60倍

※較差は最も保険料率が高い都道府県と低い都道府県を比較したものです。なお、この較差は建物の構造によって異なります。

memo

事業者向け建物の用途による区分

一般物件、工場物件、倉庫物件の中で事業者向けの建物は、その用途、すなわち建物内での作業内容やその工程によって、火災や爆発などの事故が発生する頻度や、その結果生じる損害の程度が異なります。用途は、火災リスクが比較的低いとされるもの（事務所など）から、火災リスクが高いと考えられるもの（石油製品製造業など）まで多岐にわたるため、保険料率を建物の用途により区分しています。

■ 火災保険参考純率における建物の用途

火災リスクが比較的低いとされる用途（事務所など）		リスクが低い 保険料が安い
火災リスクが高いと考えられる用途（石油製品製造業など）		リスクが高い 保険料が高い

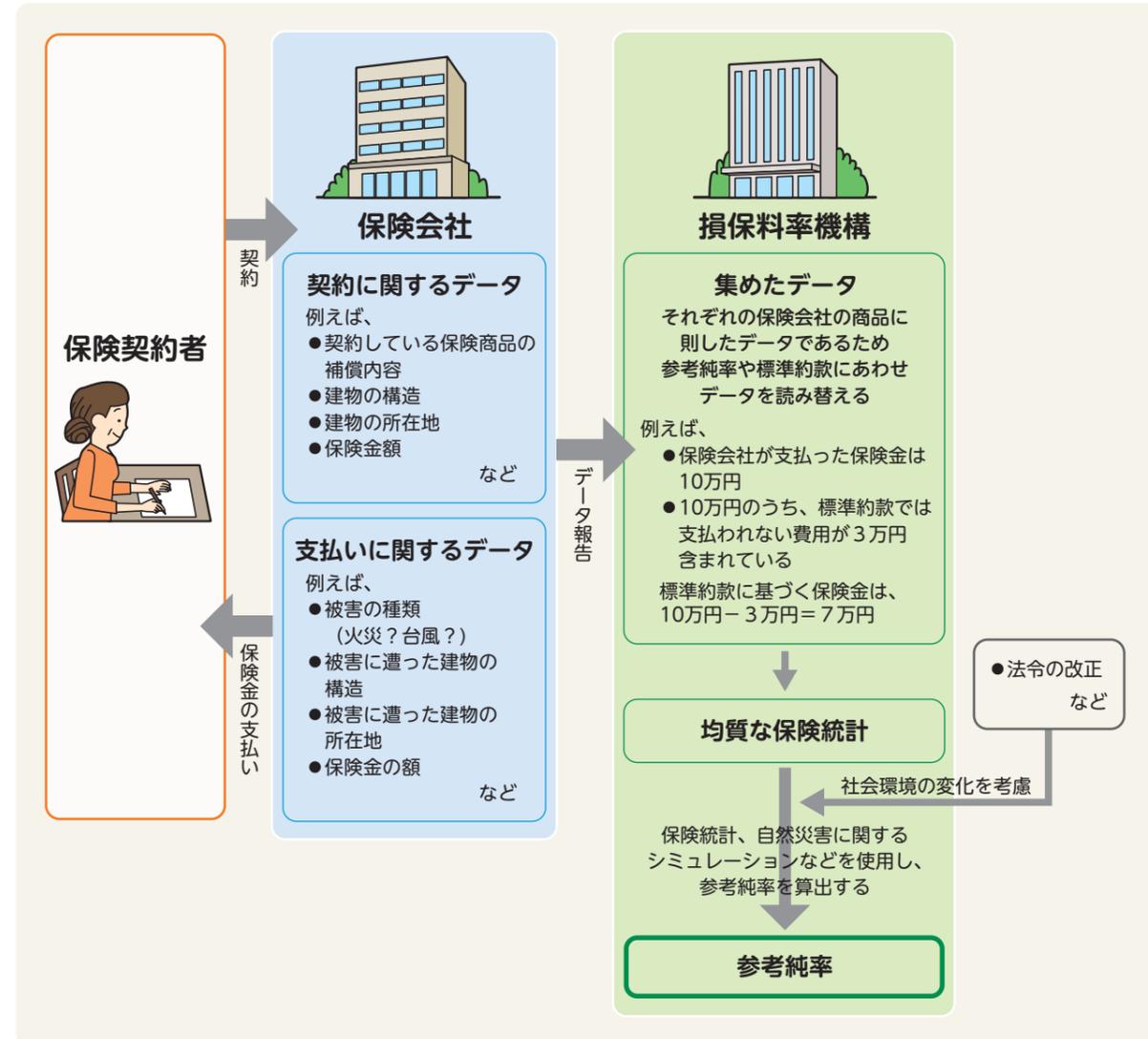
2 火災保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

← 火災保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、科学的・工学的手法や保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■ 統計データの収集から火災保険参考純率の算出への流れ



memo 社会環境の変化の考慮

火災保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正 (例：消費税率の引上げ) に伴って、火災保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 火災保険参考純率の算出方法

← 火災保険参考純率

参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

参考純率は、料率算出団体が算出する純保険料率のことですが、純保険料率は、保険料率のうち、保険金の支払いに充てられる部分の保険料 (= 純保険料) の保険金額に対する割合をいいます。

➤ 純保険料率の詳細は、2-1 (1) 火災保険の保険料率 (P14) をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{必要と見込まれる純保険料の総額}}{\text{保険金額の総額}} \text{ となります。}$$

なお、純保険料は収支相等の原則に従う必要があることから、必要と見込まれる純保険料の総額は保険金の総額と等しくなるよう算出する必要があります。

➤ 収支相等の原則の詳細は、2-1 (2) 保険料率の3つの原則 (P15) をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{必要と見込まれる純保険料の総額} = \text{保険金の総額} \text{ となります。}$$

よって、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{保険金の総額}}{\text{保険金額の総額}} \text{ となります。}$$

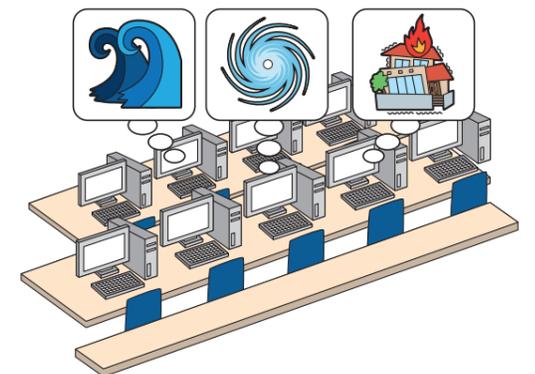
このように、参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

保険金の総額は、火災などによる損害と台風などの自然災害でそれぞれ計算方法が異なります。例えば、火災などによる損害については過去の保険金を用います。台風などの自然災害による損害については、シミュレーションにより保険金を推定します。

memo

自然災害に関するシミュレーション

自然災害による損害の発生は年度ごとの変動が大きく、大規模な自然災害については発生頻度が何十年、何百年に一度となるものがあります。それらを評価した上で適切な保険料率を算出するには、これまでに観測、蓄積されたデータ量では必ずしも十分とはいえません。そこで、台風、水災といった自然災害については、シミュレーションを利用しています。例えば台風では、気象庁が公表しているこれまでの台風のデータをもとに仮想的に台風を何十万個も発生させ、それらの風速を計算します。この風速をもとに、現在の契約状況 (建物の構造や所在地など) ではどのような被害が生じるかを、過去の台風による風速と被害の関係も踏まえ予測することによって、保険料率を算出しています。

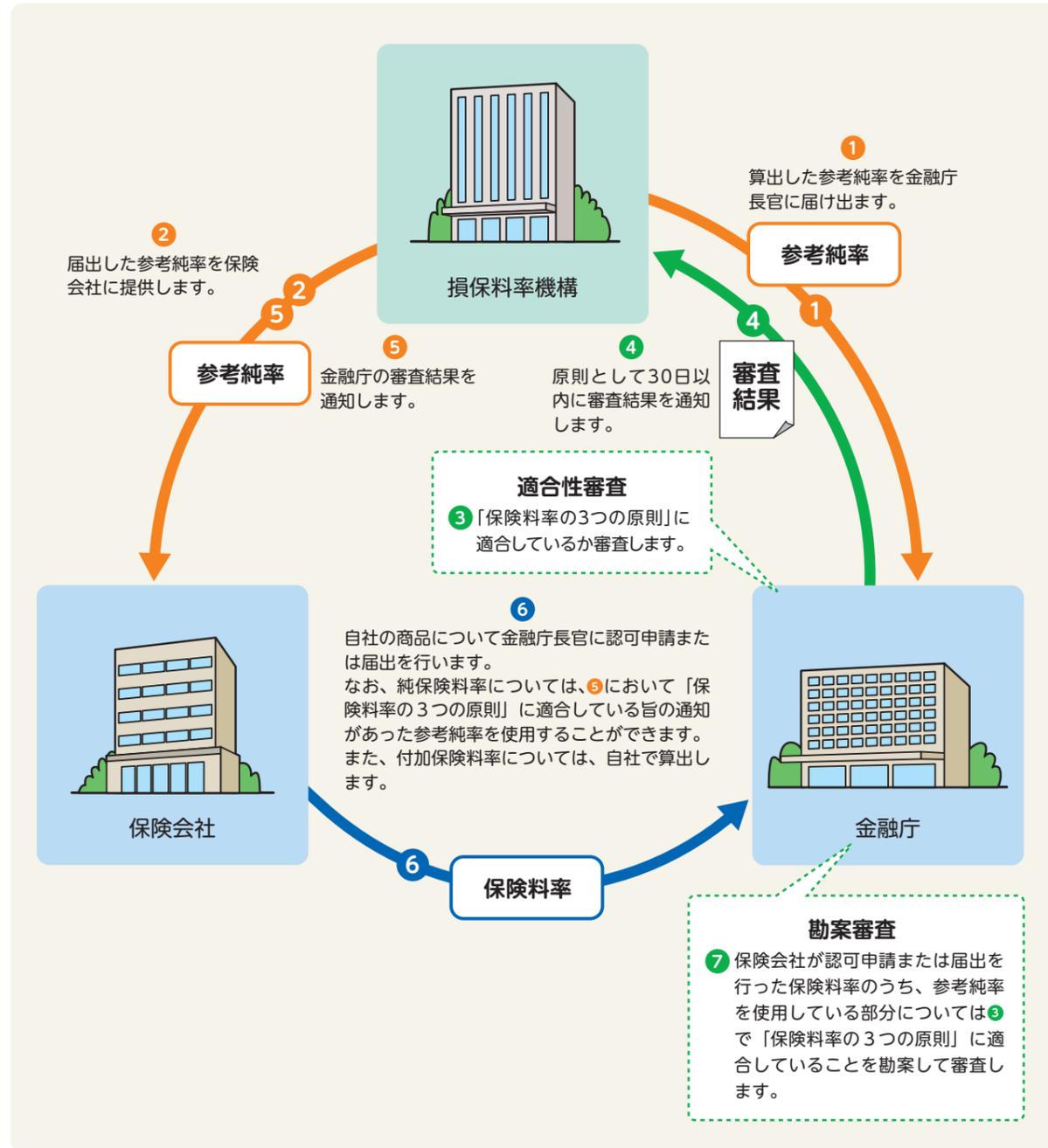


3 火災保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した火災保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

←火災保険参考純率

■火災保険参考純率の算出後の流れ

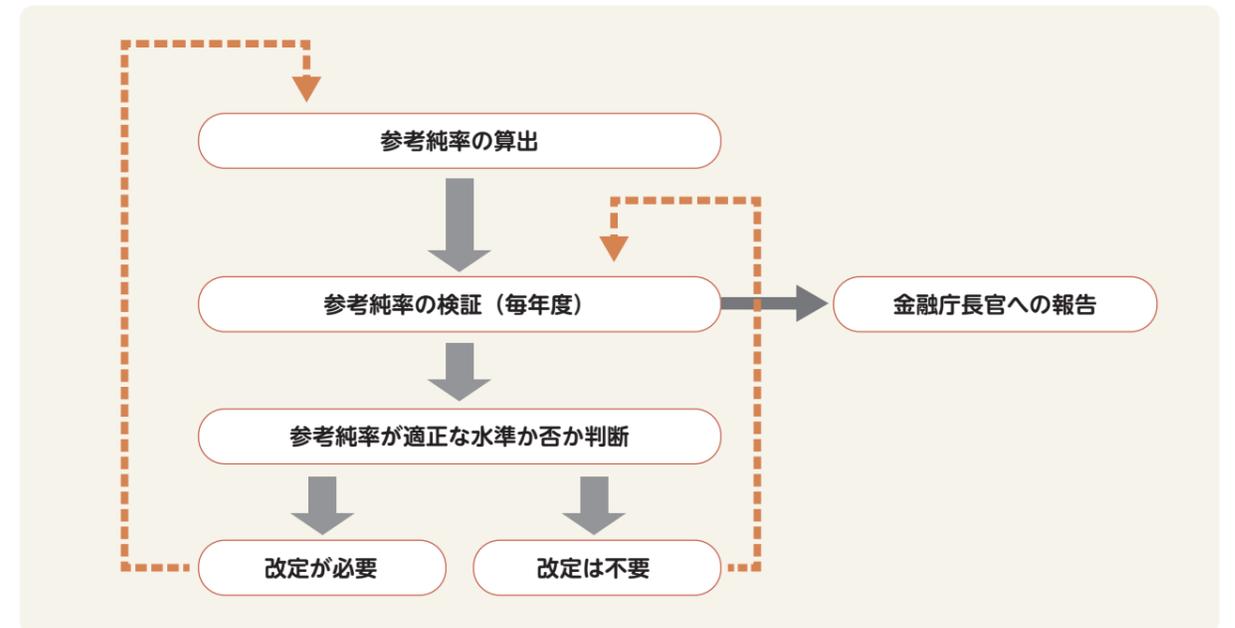


4 火災保険の参考純率の検証と改定

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

←火災保険参考純率

■火災保険参考純率の検証と改定の流れ



3 火災保険の現況

住宅物件の火災保険の保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について、説明します。

1 保険料（収入）の状況

火災保険の保険料は、契約件数のほか、契約される保険期間^{※1}などの影響を受けて変動します。

保険料は増加傾向で推移していましたが、2016年度は大幅に減少しています（図1）。

これは、火災保険参考純率改定（2014年6月25日届出）において、参考純率が適用できる期間を最長10年としたこと^{※2}により、保険期間が10年を超える新規契約がほとんどなくなったことが要因と考えられます（図2）。

なお、保険期間が3年以下の契約も減少していますが、これは、同改定において保険料の引き上げも行ったため、一般的に保険料がより割安となる4～10年の契約に移行する契約者が増加したことが一因と考えられます。

※1 長期契約の場合、全ての保険期間分の保険料が契約時に計上されることが多いため、保険期間が長期の契約が多い年度ほど、保険料の総額が増加します。

※2 地球温暖化の研究において、自然災害の将来予測については不確実な要素が多いとされていることから、当機構では、長期のリスク評価を行うことは難しいと判断し、2014年6月25日に火災保険の参考純率が適用できる期間を最長10年とする届出を行いました（詳細はトピックス①（P27）参照）。

保険料

図1の「保険料」は、2①(1)火災保険の保険料率（P14）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

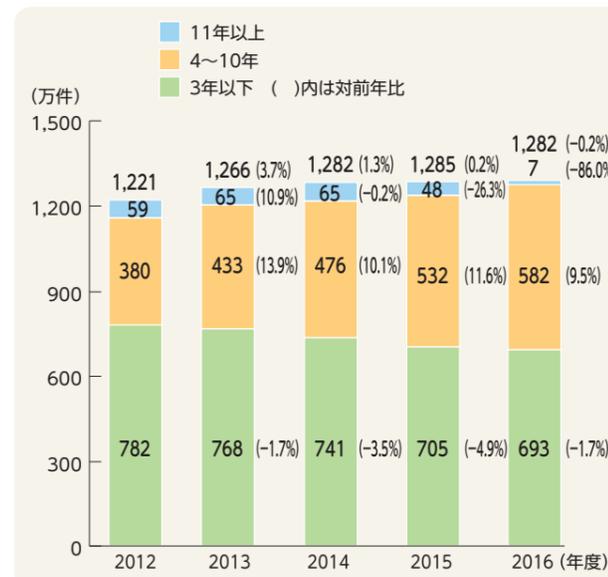
保険料はリトン・ベイスの数値です。リトン・ベイスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

図1 保険期間別保険料の推移



※「11年以上」には不明を含みます。

図2 保険期間別新契約件数の推移



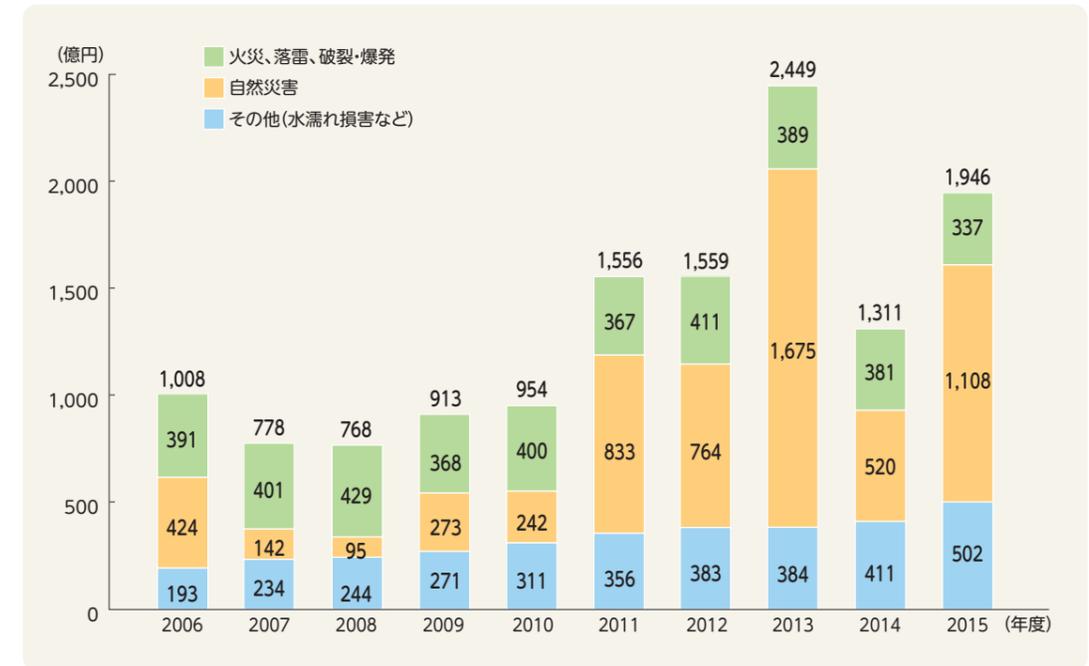
※「11年以上」には不明を含みます。

2 保険金（支払い）の状況

(1) 補償危険全体の傾向

保険金の支払いには年度により変動がありますが、補償危険ごとに見ると、「火災、落雷、破裂・爆発」は概ね横ばいである一方、近年は「自然災害（風災・ひょう災、雪災、水災）」の支払いが多い年度が続いています。また、「その他（水濡れ、盗難、物体の落下、破損・汚損など）」は、保険金の支払いが増加傾向にあります。

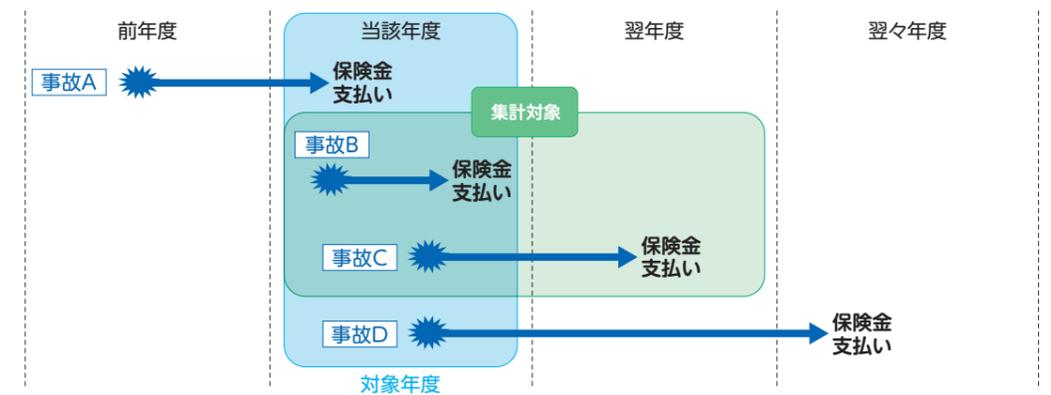
図3 保険金の推移



保険金の集計方法について

3②保険金（支払い）の状況では、対象年度に発生した事故に対して、当該年度およびその翌年度に支払った保険金を集計しています。

（例）事故が4件（A・B・C・D）発生した場合、BとCの保険金を集計しています。



(2) 補償危険ごとの傾向

① 火災、落雷、破裂・爆発

「火災、落雷、破裂・爆発」の保険金のうち大半を占める「火災」による支払いは、概ね減少傾向で推移しています。

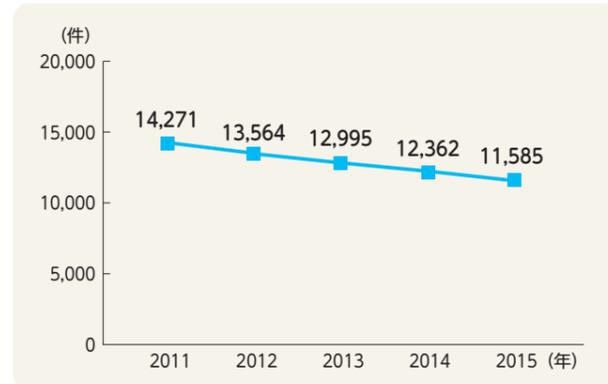
図4 火災による支払状況



住宅の出火件数の減少

消防法、建築基準法などによる規制が進められてきた結果、建物の不燃化、消火・防火設備の普及等が進み、住宅を火元とした出火件数は年々減少しています。

図5 住宅の出火件数



※「(1月～12月)における火災の状況(確定値)」(総務省消防庁)の「一般住宅」と「共同住宅」の出火件数を集計しています。

② 自然災害

自然災害による保険金の支払いは、災害の発生回数や規模に応じ、年度ごとの変動が大きいという特性があります。2011年度以降は台風や豪雪などにより保険金の支払いが高額となる傾向が続いています。特に、2013年度は関東・甲信地域で発生した雪災により突出した保険金の支払いとなっています。

図6 自然災害による支払状況



近年の自然災害による保険金

① 雪災

2010～2013、2015年度の冬季は、いわゆる「豪雪」に見舞われた地域があり、保険金の支払いが高額となっています。この期間に被害が大きかった主な地域は右表のとおりです。

2010年度	北陸、山陰
2011年度	北海道、東北
2012年度	東北
2013年度	関東・甲信
2015年度	関東

② 風災・ひょう災

2011～2015年度は台風や低気圧による風災の被害が大きく、保険金の支払いが高額となっています。この期間に被害が大きかった災害と主な地域は右表のとおりです。

2011年度	台風15号 (関東・東海)
2012年度	低気圧による暴風 (いわゆる爆弾低気圧) (東北・北陸)、台風4号 (関東・東海)、台風17号 (関東・沖縄)
2013年度	台風18号 (関東・東海)、台風26号 (関東)
2014年度	台風11号 (近畿・四国)、台風18号 (関東・東海)
2015年度	台風15号 (九州)

風災(台風)、水災の参考純率の算出方法について

自然災害による損害の発生は年度ごとの変動が大きく、また、大規模な自然災害については、その発生頻度が何十年、何百年に一度といった場合もあります。このため、風災(台風)や水災については、シミュレーションによる被害予測に基づいて、1年あたりの支払保険金を推定計算することにより、参考純率を算出しています。

このため、近年の保険金の多寡がそのまま参考純率に反映されるわけではありません。

(2) 火災保険の参考純率の算出 (P18、19) 参照

③ その他（水濡れ損害など）

水濡れ損害とは、水道管から水が漏れ、床が水浸しになるなどの損害です。近年、保険金の支払いは増加していますが、その背景としては、以下のような事故が増えていることが考えられます。

- 凍結による水道管破裂※
※一般的に、外気温が-4℃以下になると水道管が凍結により破裂すると言われています。
- 老朽化が進んだ給排水設備により生じた漏水等

図7 水濡れ損害による支払状況

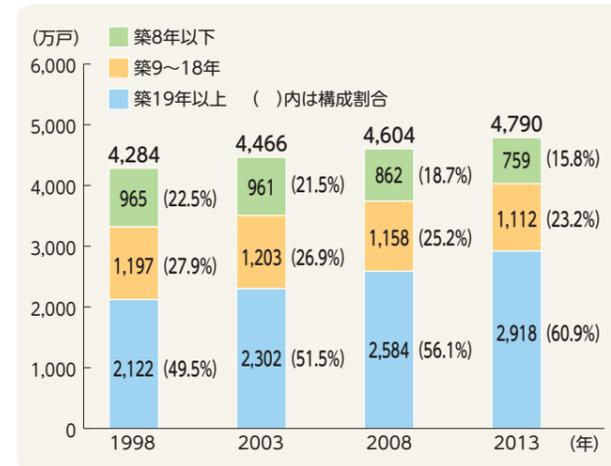


建物の老朽化

建物が古くなるにつれて給排水設備の老朽化が進み※1 ※2、漏水等の事故の増加が懸念されます。建築年数別に見ると、築19年以上の住宅戸数は1998年には2,122万戸でしたが、2013年には2,918万戸に増加し、構成割合も60%を超えています。

- ※1 住宅設備の耐用年数は建築年や設備種類によって異なりますが、例えば、1975年以前に建築された建物の給水管については、最初の修繕工事を行う目安は建築から20年後とされています（「マンション管理標準指針」（国土交通省））。
- ※2 国土交通省のアンケート調査によると、例えば、1974年以前に建築されたマンション（サンプル数172件）のうち、大規模な計画修繕工事において給水設備に対する修繕が実施された建物は約45%に止まっています（「平成25年度マンション総合調査結果」（国土交通省））。

図8 既存住宅戸数の推移



※1 「住宅・土地統計調査」（総務省）から作成。
※2 築年数不明を除いて集計しています。

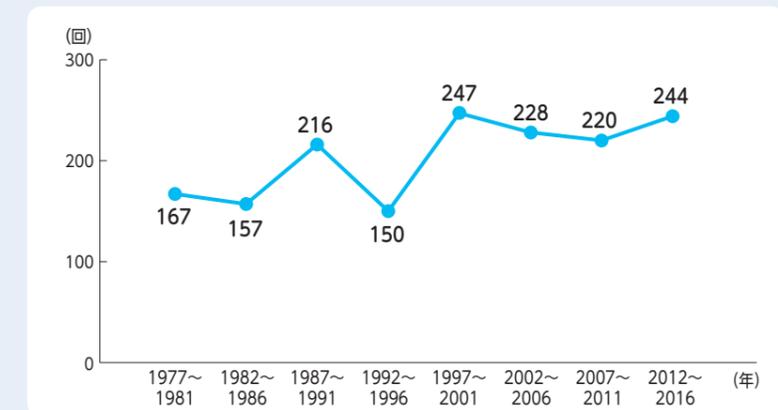
トピックス 1

地球温暖化による影響

近年、異常気象が増加しており、地球温暖化の影響が指摘されています。地球温暖化が進んだ場合には、降水量や強い台風の発生が増加するといった研究結果もありますが、一方で、将来予測には不確実な側面が大きいとされています。

気象庁の資料※1によると、日本の年平均気温は1898年以降、100年あたり約1.19℃の割合で上昇しています。特に近年は高温となる年が頻出していますが、これは、二酸化炭素（CO₂）などの排出量の増加がもたらす地球温暖化の影響に、数年から数十年程度で繰り返される自然変動の影響が重なったものとみられています。また、集中豪雨の年間観測回数についても、1977年から2016年までのアメダス※2によると、増加傾向が明瞭に現れています。

図9 集中豪雨の年間観測回数の平均値



※気象庁ウェブサイトをもとに作成。
※集中豪雨とは1時間降水量が50mm以上の大雨をいいます。

将来の気候の動向に関しては、21世紀の終わり頃には、日本の南の海上で発生する猛烈な台風（最大地上風速59m/s以上の台風）の数が、現在の「10年に3回程度」から「10年に5回程度」に増加すると予測する研究結果※3や、大河川の洪水リスクが現在の1.8~4.4倍程度になると予測する研究結果※4も公表されています。

しかしながら、近年の地球温暖化研究の成果として明らかとなってきたことは、自然災害の将来予測については不確実な要素が多いということです。

このため、当機構では、長期のリスク評価を行うことは難しいと判断し、火災保険の参考純率を適用できる期間を最長10年とする見直しを行いました（2014年6月25日届出）。

- ※1 「気候変動監視レポート2016」（気象庁）によります。
- ※2 アメダスとは、降水量、気温等を全国約1,300か所の観測所で自動的に観測する気象庁の地域気象観測システムです。
- ※3 「Future Changes in Tropical Cyclone Activity in High-Resolution Large-Ensemble Simulations」（気象庁気象研究所、2017）によります。
- ※4 「日本の気候変動とその影響 2012年度版」（文部科学省、気象庁、環境省）によります。

1 地震保険とは

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、基本的な補償内容は「地震保険に関する法律」等の法令に規定されています。

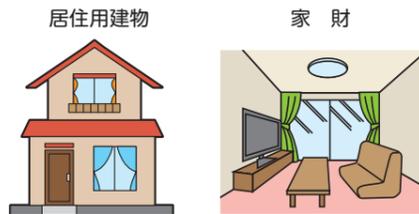


1 地震保険の保険約款

地震保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

■地震保険の対象と保険金額

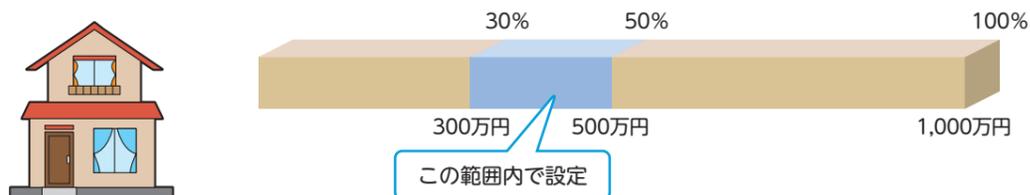
保険の対象



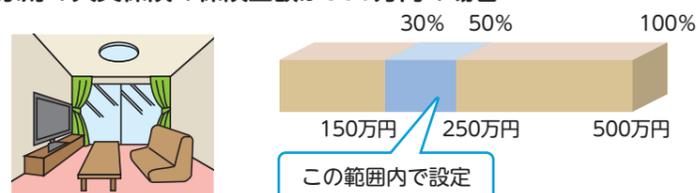
保険金額

地震保険は、法令により、火災保険とあわせて契約することとされているほか、保険金額についても、火災保険の保険金額の30～50%の範囲内（ただし、居住用建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度）で設定することとされています。

●居住用建物の火災保険の保険金額が1,000万円の場合



●家財の火災保険の保険金額が500万円の場合



2 地震保険の補償内容

(1) 保険金が支払われる場合

地震保険では、地震や噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害に対して保険金が支払われます。

■地震

地震で家が壊れた場合や、地震による火災で家が燃えた場合など



■噴火

噴火に伴う噴石で家が壊れた場合など



■地震・噴火による津波

地震による津波で家が流された場合など



(2) 支払われる保険金の額

迅速な保険金支払いの観点から、居住用建物または家財に生じた損害が、全損、大半損、小半損、一部損のいずれかに該当する場合に、次のとおり保険金が支払われることとされています（2017年1月1日以降始期の契約※）。また、建物の損害は主要構造部（壁、柱、床など）の損害により判定されます。

※地震保険に関する法律施行令の改正（2017年1月1日施行）により、「半損」が「大半損」および「小半損」に分割されました。

損害の程度※1	損害の程度の認定の基準※2		支払われる保険金の額
	建 物	家 財	
全 損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が 家財の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 80%未満 60%以上	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 60%未満 30%以上	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 全損・大半損・小半損に至らない場合 床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水※3	家財の損害額が 家財の時価額の 30%未満 10%以上	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

※1 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。
 ※2 建物と家財はそれぞれ別に損害の程度が認定されます。
 ※3 主要構造部に損害が生じていなくても、この場合には水濡れによる汚損や汚物の流入等の損害が発生するため、一部損とみなして補償されます。

(3) 保険金が支払われない場合

次のような場合には、保険金は支払われません。

保険契約者などの
故意・重大な過失
(自宅への放火など)



地震の際の盗難
など



3 地震保険標準約款

当機構では、地震保険の基準料率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを地震保険標準約款といいます。

memo 2016年12月31日以前始期の契約に適用される「半損」は、次のとおりとなっています。

損害の程度	損害の程度の認定の基準		支払われる保険金の額
	建 物	家 財	
半 損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 20%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 80%未満 30%以上	地震保険金額の 50% (時価額の50%が限度)

2 地震保険の保険料率

地震保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1 地震保険の保険料率の概要

(1) 地震保険の保険料率

地震保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円と契約すると、保険料は3万円(=1,000万円×0.003)となり、保険金額を2,000万円と契約すると、保険料は6万円となります。

地震保険の保険料率には、保険契約者が支払う地震保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2-1(4)地震保険の料率区分(P34)をご参照ください。

保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。例えば、保険金額が1,000万円であれば、全損の場合の保険金は1,000万円となります。

■ 保険料率の構成



memo 保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して地震保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

(2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

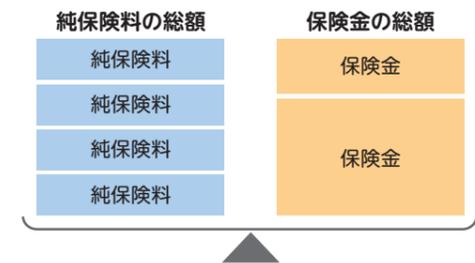
合理的	妥 当	不当に 差別的でない
<ul style="list-style-type: none"> ●算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること。 ●算出が、保険数理に基づく科学的方法によるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であること。 ●保険会社の業務の健全性を維持する水準であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●危険の区分や水準が、実態的な危険の格差および見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されていること。

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



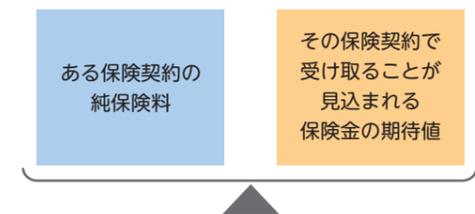
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



「保険料率の3つの原則」のほか、地震保険に関する法律では、「保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない」と規定されています。

(3) 地震保険基準料率の構成

地震保険基準料率は、保険金の支払いに充てられる「純保険料率」と、事業経費に充てられる「付加保険料率」から成り立っています。

「付加保険料率」は、契約の事務処理や損害の調査などに充てられる「社費」と、契約の募集を行う代理店に支払う「代理店手数料」に分けられます。

■地震保険基準料率の構成



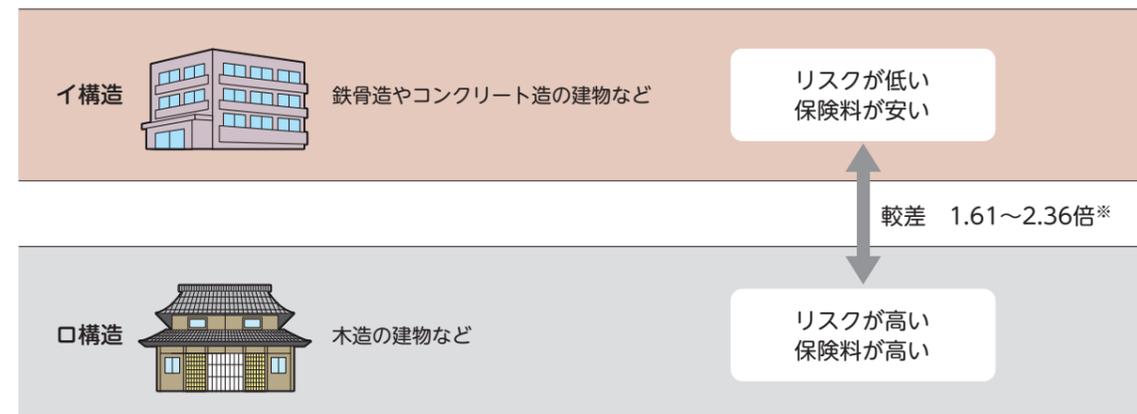
(4) 地震保険の料率区分

地震保険の保険料率には、保険契約者が支払う地震保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。さらに、一定の基準に基づく耐震性能を備えた建物については、割引を設けています。

① 建物の構造

建物の構造が異なると、地震の揺れによる損壊や火災による焼失などのリスクが異なるため、保険料率を建物の構造により区分しています。

■地震保険基準料率における建物の構造



※較差はイ構造とロ構造の保険料率を比較したものです。なお、この較差は建物の所在地によって異なります。

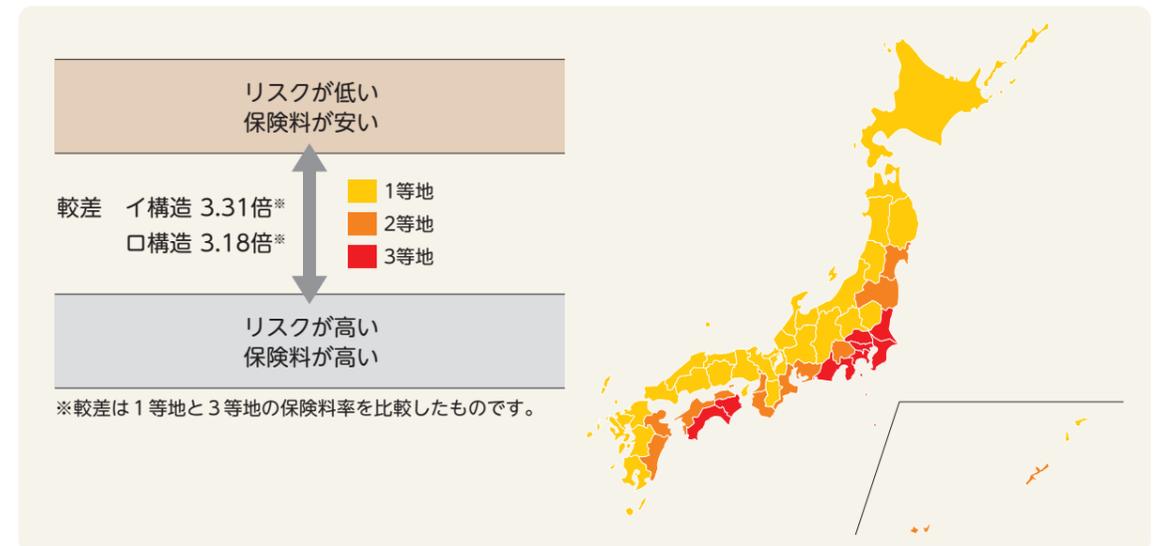
memo 地震保険基準料率の特徴（付加保険料率）

- 民間企業である保険会社が販売する一般的な保険には、「付加保険料率」の中に利潤が織り込まれています。しかし地震保険は、政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であるため、利潤を織り込んでいません。
- また、地震保険は火災保険とあわせて契約する方式を採用することで、火災保険と重複する事務処理を省いて経費を抑えています。

② 建物の所在地

地震発生リスクなどは地域により異なるため、保険料率を建物の所在地（等地別）により区分しています。

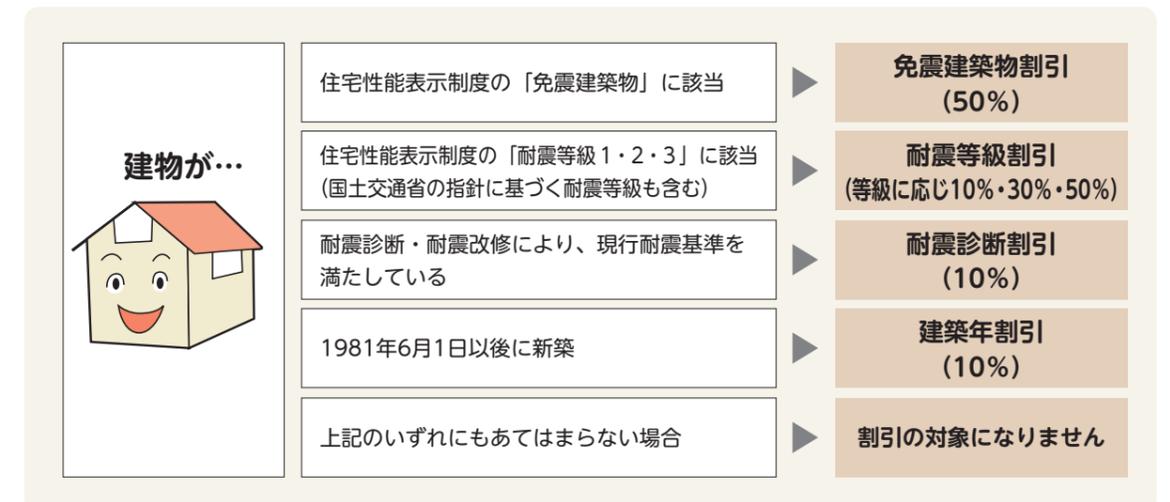
■地震保険基準料率における建物所在地による区分



③ 割引

一定の基準に基づく耐震性能を備えた建物には割引が適用されます。割引は、建物の耐震性能に応じて設けており、免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引の4種類があります。なお、これら4種類の割引は、重複して適用されません。

■地震保険基準料率における割引率



2 地震保険の基準料率の算出

地震は発生頻度が低く、時に被害が巨大になる等の特性を持つため、短期間の実績データのみに基づいて保険料率を算出することはできません。そこで地震保険では、純保険料率については、地震が現在発生した場合の支払保険金を被害予測シミュレーションにより予測し算出しています。付加保険料率は、営業費・損害調査費・代理店手数料の別に算出しています。

(1) 地震保険の料率算出の困難性と解決方法

地震リスクは、火災等に比べ発生頻度が低く、かつ発生時期が不規則であり、また、ひとたび大地震が発生すると巨大な損害をもたらすという特性を持っています。このため、制度発足以来数十年ほどしかない地震保険の支払実績データでは、十分ではありません。

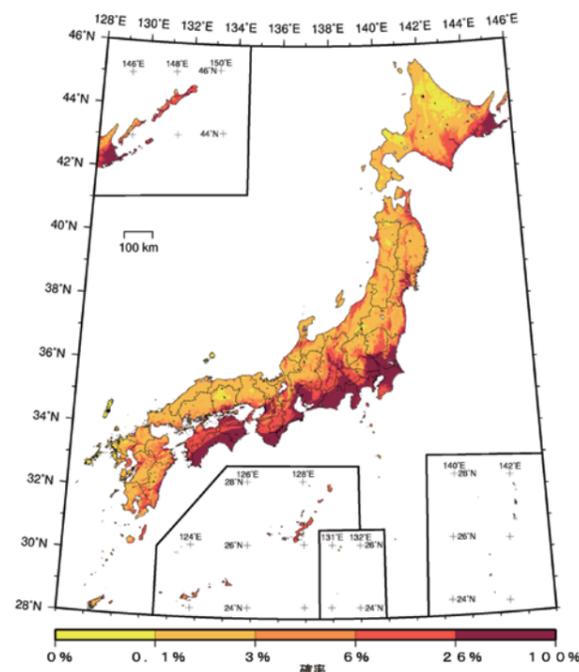
地震の発生については、「どこで」、「どのくらいの大きさ」の地震が、「いつ」発生するかを正確に予知することは、最新の科学の知見をもってしても困難とされています。一方、規模が大きな海溝型地震^{※1}や活断層の地震^{※2}は、同じ場所で繰り返し発生することが知られており、長期的には、その大きさや発生間隔をある程度予測することが可能であると考えられています。こうした地震発生長期予測について、多くの研究者の議論を経て全国統一の基準でまとめたものが、地震調査研究推進本部（地震本部）が公表している確率論的地震動予測地図（予測地図）です^{※3}。

そこで地震保険の料率算出にあたっては、予測地図の作成に用いられた客観的で高精度の地震発生データ（震源モデル）を利用し、被害予測シミュレーションにより将来の支払保険金を予測し、純保険料率を算出しています。

- ※1 海溝型地震は、海のプレートと陸のプレートの境界付近で発生する地震です。
- ※2 活断層の地震は、陸のプレート内部の断層で活動することが推定される地震です。
- ※3 地震本部は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ設置された政府の機関で、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究を一元的に推進しています。予測地図は2005年3月にはじめて公表され、以後、順次改訂されています。詳細は、地震本部のウェブサイト（<https://www.jishin.go.jp>）をご参照ください。

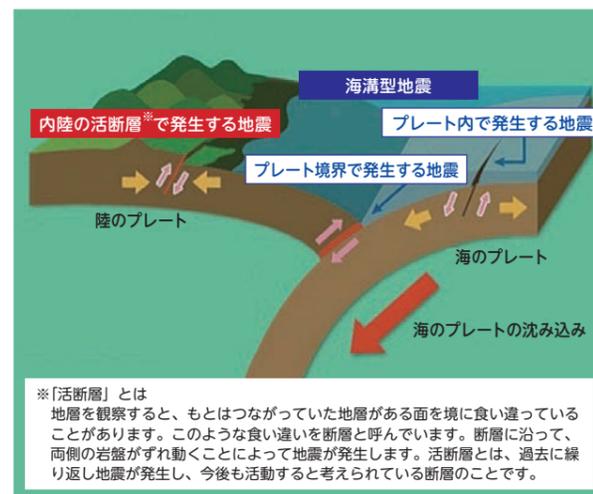
■確率論的地震動予測地図の例

2017年から30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率



※地震調査研究推進本部ウェブサイトによります。

■日本列島周辺で発生する地震のタイプ



※「活断層」とは地層を観察すると、もとはつながっていた地層がある面に境に食い違っていることがあります。このような食い違いを断層と呼んでいます。断層に沿って、両側の岩盤がずれ動くことによって地震が発生します。活断層とは、過去に繰り返し地震が発生し、今後も活動すると考えられている断層のことです。

※「地震を正しく恐れる」(地震調査研究推進本部) から作成。

(2) 被害予測シミュレーションと純保険料率の算出方法

地震保険の基準料率では、次のステップ①～④の被害予測シミュレーションを行った上で、ステップ⑤により純保険料率を算出します。

- ステップ①** 予測地図の元データとなる1つ1つの地震について、どこがどの程度揺れるか、どこまでどの程度の規模の津波が押し寄せるかなどを、計算します。
- ステップ②** 現在の地震保険の契約データに基づき、ステップ①の各地震が発生したときに、どの程度の保険金が支払われるか計算します。
- ステップ③** 各地震が発生する確率を考慮して、1年あたりの予想支払保険金を計算します。例えば、2000年に一度発生する地震であれば、ステップ②の計算結果に1/2000をかけます。
- ステップ④** ステップ①～③の計算を全ての地震について行い、足し合わせて将来の1年あたりの予想支払保険金を計算します。
- ステップ⑤** 将来の1年あたりの予想支払保険金を保険金額で除して、純保険料率を算出します。

■被害予測シミュレーションのイメージ



(3) 付加保険料率の算出方法

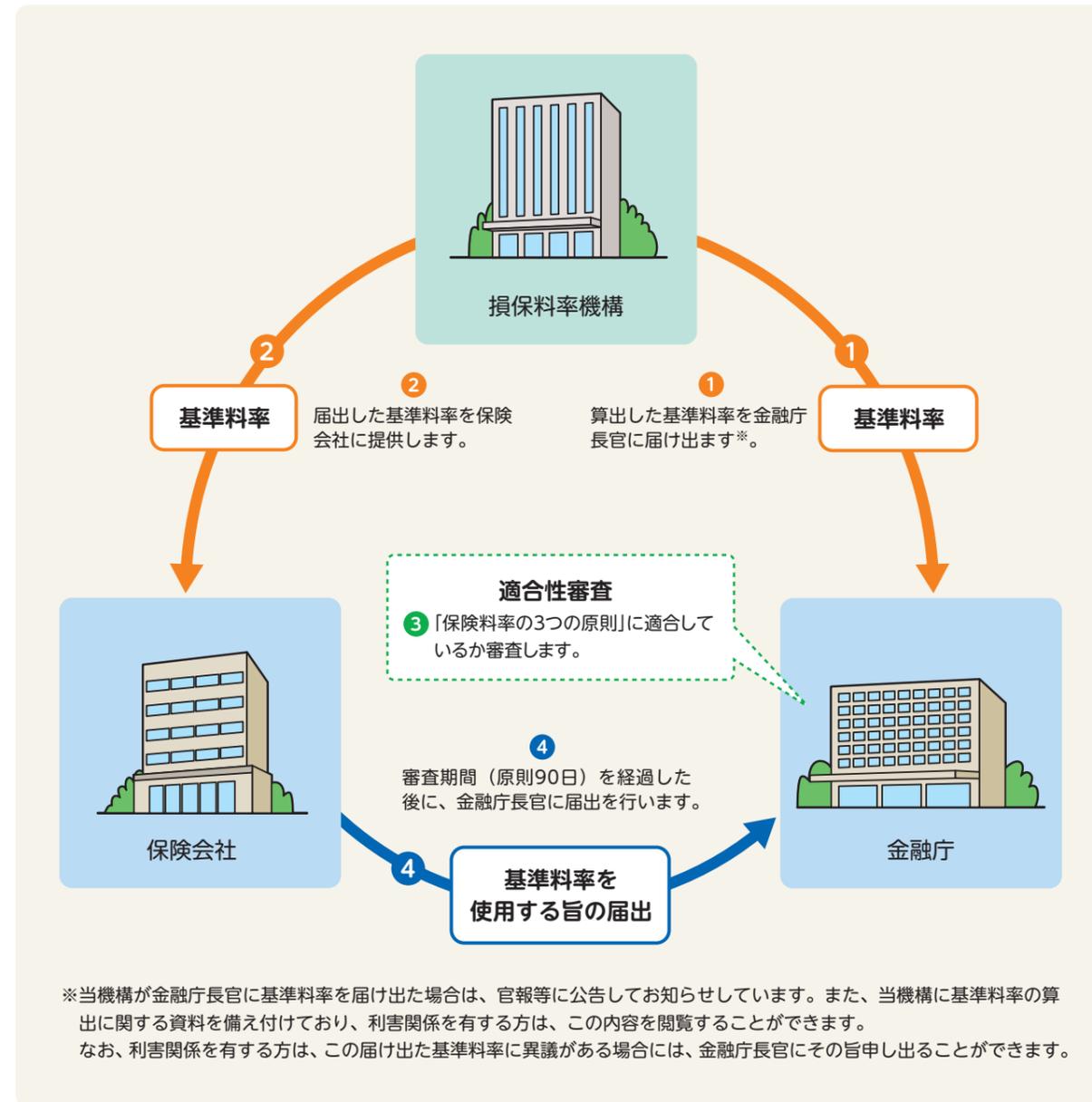
付加保険料率は、営業費・損害調査費・代理店手数料の別に算出しています。

- 営業費（契約の事務処理等のために要する諸費用）は保険会社、代理店手数料（契約の募集を行う代理店に支払う手数料）は代理店に対して、それぞれ実態調査を行い算出します。
- 損害調査費（事故が発生したときの損害調査のために要する諸費用）は、被害予測シミュレーションを行い、各地震の予想支払件数を基に損害調査が必要となる件数を求め、これらに要する費用を積算して算出しています。

3 地震保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した地震保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

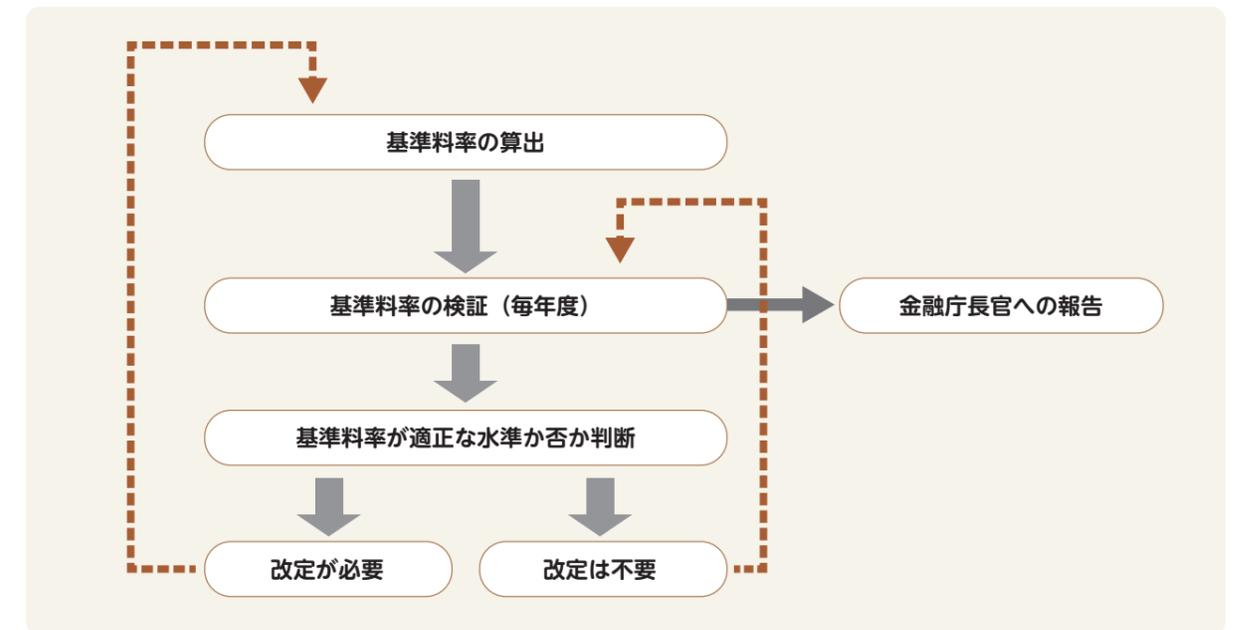
■地震保険基準料率の算出後の流れ



4 地震保険の基準料率の検証と改定

基準料率は、算出した時点では適正であっても、社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

■地震保険基準料率の検証と改定の流れ



3 地震保険の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

近年、地震保険の保険料は増加傾向にあります。

図10 保険料の推移



保険料

図10の「保険料」は、2-1(1)地震保険の保険料率（P32）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

保険料はリトン・ベシスの数値です。リトン・ベシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

全国の契約状況

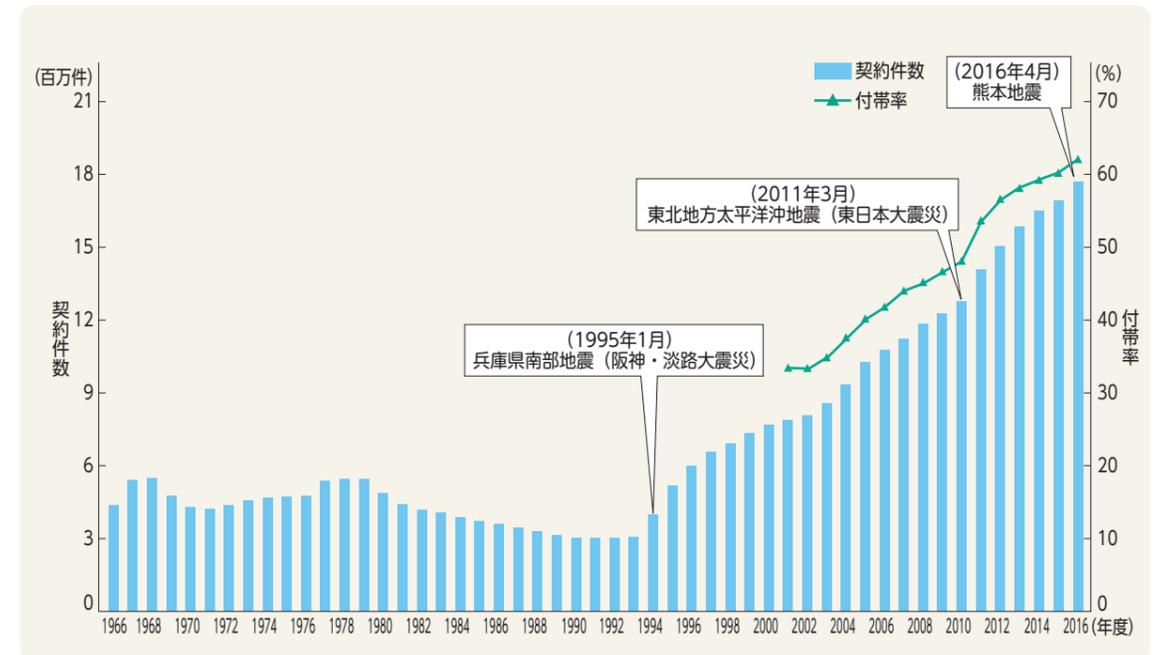
地震保険の契約件数[※]は、1966年の地震保険制度創設以来、横ばいないし減少傾向で推移していましたが、1995年1月の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に大きく増加傾向となり、その後、2011年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、2016年4月の熊本地震もあり、増加傾向が継続しています。2016年度末現在で1,771万件、対前年比では4.6%の増加となっています。

また、付帯率[※]をみても、近年、増加傾向が続いています。2016年度の付帯率は62.1%となっており、前年度から1.9ポイント伸びています。これは、地震保険の必要性が、消費者の方により広く理解されるようになったことによるものと考えられます。

※契約件数、付帯率

契約件数	当該年度末現在で有効な地震保険契約の件数
付帯率	当該年度に契約された火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険を付帯している件数の割合（2001年度から集計を開始）

図11 地震保険の契約件数、付帯率の推移



2 保険金（支払い）の状況

地震保険制度の創設以降、保険金の支払いが最も多かったのは、2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）です。この地震では、1.2兆円を超える保険金が支払われました。また、2016年4月に発生した熊本地震は、東北地方太平洋沖地震に次いで2番目に保険金の支払いが多い地震となり、約3,753億円の保険金が支払われました。

保険金の支払いが多かった上位20すべての地震は、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降に発生したものです。その要因の一つとしては、兵庫県南部地震を契機に地震保険の契約件数が増加した結果、地震被害が発生した際により多くの保険契約者に保険金が支払われるようになったことが考えられます。

図12 地震保険創設以降で保険金の支払いが多かった地震（上位20位） [2017年3月31日現在]

	地震名等	発生日	規模 (マグニチュード)	支払件数 [件]	保険金 [百万円]
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	2011年3月11日	9.0	807,152	1,274,855
2	平成28年熊本地震	2016年4月14日	7.3	200,029	375,299
3	平成7年兵庫県南部地震	1995年1月17日	7.3	65,427	78,346
4	宮城県沖を震源とする地震	2011年4月7日	7.2	31,005	32,392
5	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年3月20日	7.0	22,066	16,973
6	平成13年芸予地震	2001年3月24日	6.7	24,452	16,941
7	平成16年新潟県中越地震	2004年10月23日	6.8	12,608	14,897
8	平成19年新潟県中越沖地震	2007年7月16日	6.8	7,869	8,249
9	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年4月20日	5.8	11,337	6,429
10	平成15年十勝沖地震	2003年9月26日	8.0	10,553	5,990
11	平成20年岩手・宮城内陸地震	2008年6月14日	7.2	8,276	5,545
12	駿河湾を震源とする地震	2009年8月11日	6.5	9,518	5,170
13	静岡県東部を震源とする地震	2011年3月15日	6.4	5,354	4,671
14	鳥取県中部を震源とする地震	2016年10月21日	6.6	5,538	4,596
15	岩手県沿岸北部を震源とする地震	2008年7月24日	6.8	7,756	3,973
16	福島県浜通りを震源とする地震	2011年4月11日	7.0	2,373	3,679
17	長野県中部を震源とする地震	2011年6月30日	5.4	2,982	3,332
18	平成12年鳥取県西部地震	2000年10月6日	7.3	4,079	2,869
19	平成19年能登半島地震	2007年3月25日	6.9	3,307	2,733
20	淡路島付近を震源とする地震	2013年4月13日	6.3	2,942	2,339

※「日本地震再保険の現状2017」（日本地震再保険株式会社）から作成。
平成28年熊本地震の規模（マグニチュード）は、一連の地震におけるこれまでの最大値を記載。

memo

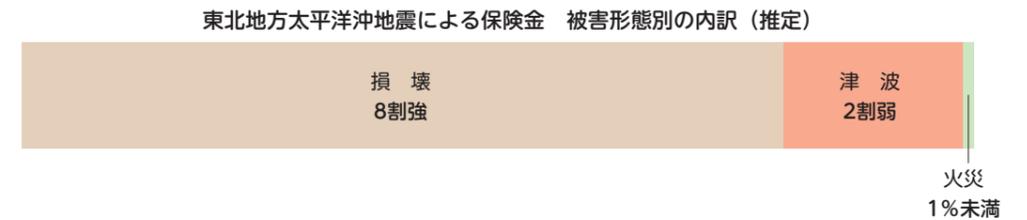
地震の名称

地震の正式な名称は、「元号（西暦年）」と「震央の地名」を用いるなどして気象庁が命名します。また、地震によって生じる災害に対して、政府が別の名称を付けることがあります。例えば、気象庁が命名した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による災害は、政府として「東日本大震災」と呼称しており、地震そのものと、その地震によって引き起こされた災害とで使い分けられています。

東北地方太平洋沖地震での保険金 津波によるものは全体の2割弱（推定）

東北地方太平洋沖地震では、東日本の太平洋沿岸に巨大な津波が襲来し多くの人命が失われました。一方、地震保険で補償している建物や家財をみると、当機構において推定した地震保険の保険金に占める津波の割合は、2割弱となっています*。また、津波以外では、地震の揺れによる損壊被害（液状化等を含む）が8割強と大部分を占めており、内陸部でも地震の揺れによる大きな被害が生じた地震であったことが分かります。

*保険会社から報告された支払データの住所情報と国土交通省による津波浸水区域の調査結果などを用いて推定。



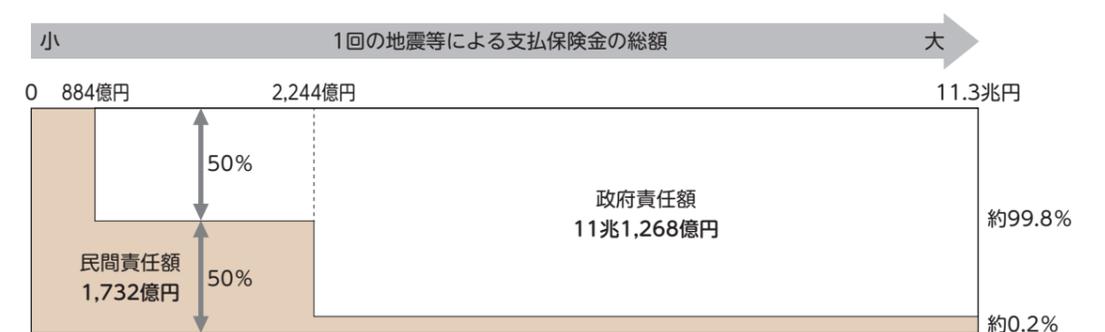
政府による再保険

地震保険では、大規模地震による巨額な損害を民間の損害保険会社だけでは補償しきれない事態を想定し、政府が再保険することにより、政府と民間が分担して補償する仕組みとしています。

分担方法（これを「再保険スキーム」といいます）は、1966年の制度創設以来何度か見直されていますが、1回の地震等による支払保険金の総額が大きくなるに連れ、政府の負担割合が大きくなる仕組みになっています。下図は、再保険スキームを図示したものです。横軸は1回の地震等による支払保険金の総額、縦軸は民間の保険会社と政府の負担割合を示しています。

なお、制度創設以来、政府による補償が行われたのは、兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震の3つの地震です。

再保険スキーム（2017年4月1日以降に発生した地震等に適用）



トピックス 2

地震保険基準料率の段階改定

地震保険では、東北地方太平洋沖地震を契機とした基礎データの更新などにより、基準料率の大幅な引上げが必要となったことを受け、3段階に分けて料率水準を引き上げる段階改定を行うこととしました。当機構では、最新の基礎データを使用し、段階的に改定の届出を行っています。

[段階改定を行うこととなった主な理由・背景]

(1) 各種基礎データの更新など

- 震源モデルの更新※1
- 地盤データなどの更新※1
- 被害関数※2の改良

※1 地震本部が作成した予測地図2014年版の震源モデル（改良のポイントは次頁参照）と地盤データ
 ※2 揺れの大きさと揺れによる被害の関係

(2) 地震保険に関する法律施行令の改正

(2015年9月30日公布、2017年1月1日施行)

- 従来の「半損」を「大半損」と「小半損」に分割

(3) 地震保険制度に関するプロジェクトチームフォローアップ会合における「議論のとりまとめ」

(財務省から2015年6月24日に公表)

- 保険契約者の負担感が高まることへの懸念、地震保険への加入率確保の観点から、複数段階に分けた引上げも考えられる。

大幅な引上げが必要な状況となりました。

都道府県ごとに3段階に分けて料率改定を行うこととしました。

2015年
9月30日

1回目改定届出：全国平均で5.1%の引上げ
 ⇒2017年1月1日以降に保険期間の始期を有する保険契約から適用

・詳細は当機構のウェブサイトをご参照ください。
https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/201509_news.html

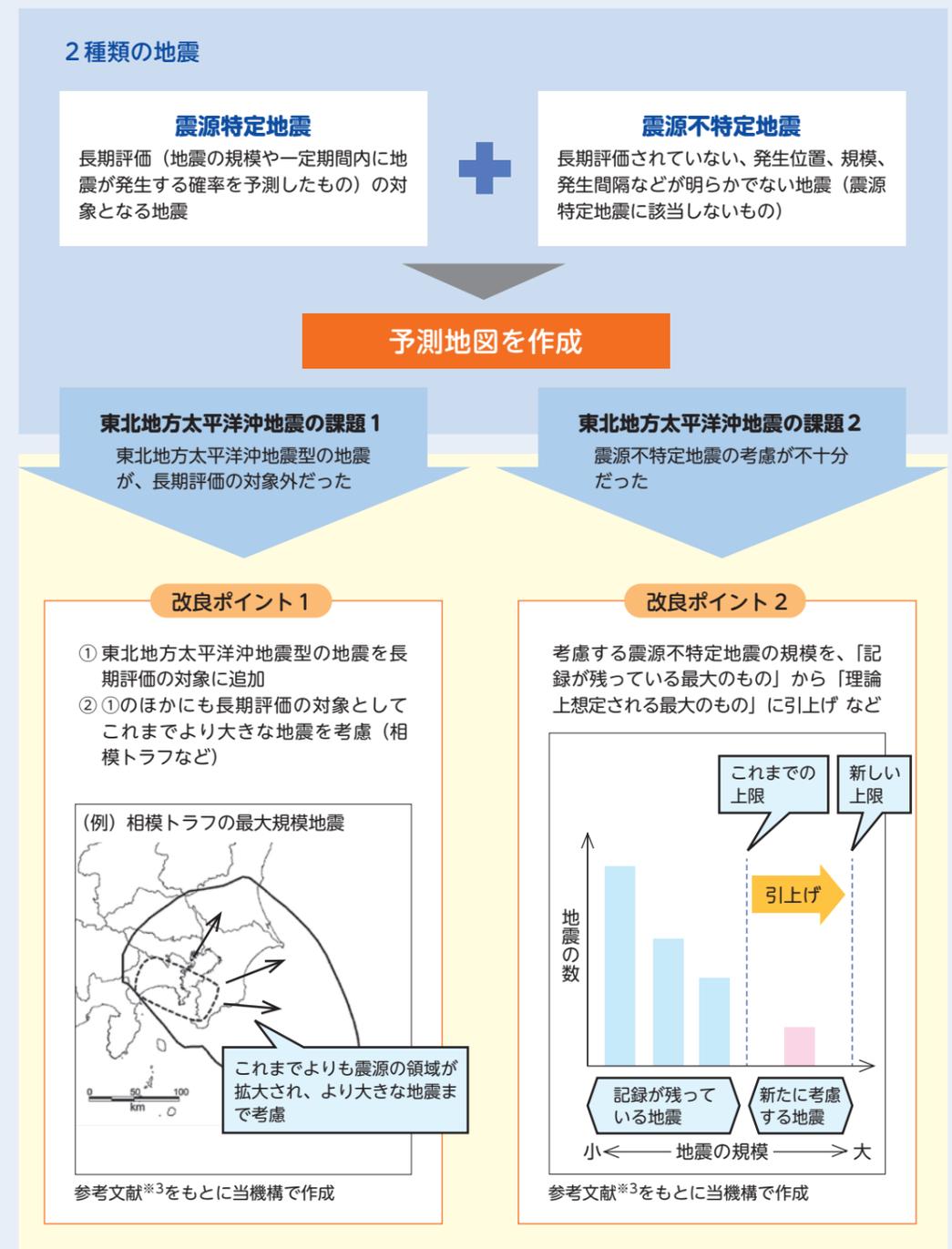
2017年
6月15日

2回目改定届出：全国平均で3.8%の引上げ

・詳細は当機構のウェブサイトをご参照ください。
https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/201706_news.html

なお、2回目改定料率の保険契約への適用開始時期、および、3回目改定届出の時期については未定です。

参考 2014年版予測地図における震源モデルの改良のポイント



※3 「全国地震動予測地図2014年版～全国の地震動ハザードを概観して～」 (地震調査研究推進本部)



震源モデルについて

地震本部は、2014年版予測地図の公表後も一部震源モデルの改良・更新を続けており、それらを順次反映した2016年版・2017年版予測地図を公表しています。

トピックス 3

地震による建物の被害（揺れによる損壊）

地震の揺れによる建物の損壊被害の発生は、耐震性能が高いほど抑えられます。また、震度別の被害に着目すると、耐震性能が低い建物では、それほど大きくない揺れでも被害が出やすい傾向が見られます。

地震の揺れによる建物の損壊被害について、地震保険の支払実績^{※1}をみると、被害の発生には建物の耐震性能によって特徴があることがわかります。

損壊被害の発生率^{※2}

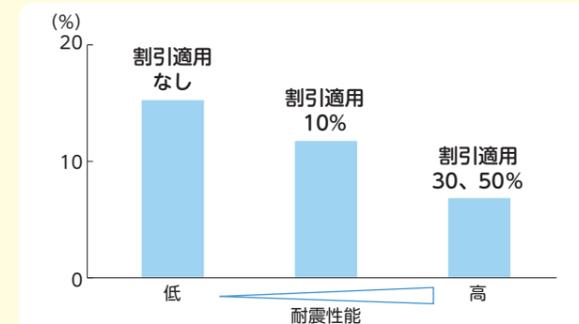
耐震性能が高い建物ほど被害が抑えられていることがわかります。

なお、損壊被害には壁や柱のひびなど軽微な被害も含まれており、耐震性能が高い建物でも一定の被害が出ています。

<参考>地震の揺れによる損壊被害の例

- ・壁や柱のひび
- ・土台部分の損傷
- ・柱や建物の傾き（液状化含む）
- ・建物の倒壊 等

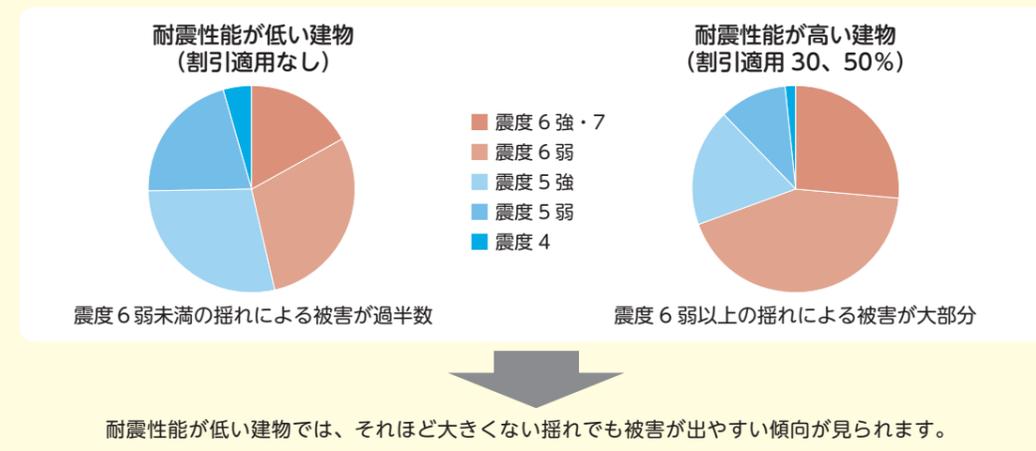
図13 損壊被害の発生率（割引適用別^{※3}）



震度別の被害の内訳

一般的に、震度が大きいほど観測される地域は少なくなりますが、被害発生率は高くなります。これは地震保険でも同様（対象地域^{※1}で震度6弱以上が観測された契約件数^{※4}は約1割）ですが、損壊被害の震度別内訳をみると、建物の耐震性能によって傾向が異なることがわかります。

図14 損壊被害の支払件数の震度別内訳^{※4}（割引適用別）



※1 東北地方太平洋沖地震および熊本地震において、震度4以上（気象庁発表に基づく）が観測された市区町村を対象としています（津波・火災による被害および家財への損壊被害は除く）。

※2 発生率は、被害が発生した契約件数[A] ÷ 対象地域の全契約件数[B]を表しています。
 ([A] 2017年10月までに保険会社から当機構に報告された件数、[B] 各地震発生の前月末で有効な契約件数)
 なお、発生率には損害の程度等を考慮していないため、発生率の較差と割引率の較差は異なります。

※3 割引の詳細は 2 (4) 地震保険の料率区分 ③(P35) 参照。

※4 複数の震度を観測した市区町村については、最大の震度をその市区町村の震度として集計しています。

第Ⅳ部
すまいに関する
保険関連の統計

1 火災保険統計	48
2 地震保険統計	54
3 関連情報	64

第IV部 | すまいに関する保険関連の統計

1 火災保険統計

【火災保険の統計数値について】

(1) 新契約欄は、リトン・ベイス(P22参照)の数値です。

(2) 支払欄は、特別に記載のない限り、リトン・ベイス(P22参照)の数値です。

第1表 火災保険 総括表

年度	物件	新契約			支払	
		件数	保険金額 百万円	保険料 千円	件数	保険金 千円
2012	住宅物件	12,205,034	176,228,429	466,210,712	340,011	161,130,495
	一般物件	3,475,693	273,245,181	299,701,372	229,895	194,054,229
	工場物件	179,775	217,995,598	130,311,143	28,478	88,602,076
	倉庫物件	15,608	24,776,782	3,304,972	297	912,505
	物件計	15,876,110	692,245,992	899,528,200	598,681	444,699,306
2013	住宅物件	12,661,874	185,195,614	518,371,205	352,125	165,115,498
	一般物件	3,577,394	274,161,968	308,307,963	197,317	167,209,676
	工場物件	186,671	242,969,484	142,688,933	22,907	87,330,414
	倉庫物件	14,891	25,544,677	3,441,260	262	861,485
	物件計	16,440,830	727,871,745	972,809,363	572,611	420,517,075
2014	住宅物件	12,824,075	185,655,488	548,183,246	428,172	220,422,606
	一般物件	3,653,866	283,380,698	329,063,700	215,317	219,867,121
	工場物件	187,090	242,286,236	150,972,393	25,410	143,986,906
	倉庫物件	14,671	26,942,383	3,876,568	245	908,392
	物件計	16,679,702	738,264,806	1,032,095,908	669,144	585,185,028
2015	住宅物件	12,846,158	188,363,397	563,979,636	431,647	209,524,617
	一般物件	3,684,803	291,346,165	367,589,387	218,777	209,724,440
	工場物件	189,205	246,961,243	171,841,217	22,697	104,955,545
	倉庫物件	13,575	27,665,064	3,933,333	216	2,310,671
	物件計	16,733,741	754,335,870	1,107,343,574	673,337	526,515,275
2016	住宅物件	12,817,688	181,648,541	425,505,247	377,640	163,598,350
	一般物件	3,616,056	281,525,797	316,930,896	191,241	159,741,526
	工場物件	185,053	254,200,192	146,462,472	20,777	73,567,541
	倉庫物件	13,013	26,688,342	3,905,220	202	695,381
	物件計	16,631,810	744,062,874	892,803,837	589,860	397,602,799

※1 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。

※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※3 工場物件には石油物件を含みません。

第2表 火災保険 住宅物件都道府県別統計表〈2016年度〉

都道府県	新契約			支払	
	件数	保険金額 百万円	保険料 千円	件数	保険金 千円
北海道	167,222	2,111,451	3,374,731	5,079	2,933,515
青森	29,560	313,668	713,121	617	315,040
岩手	25,619	304,836	512,186	294	616,564
宮城	76,481	1,055,432	1,432,021	684	344,386
秋田	17,639	195,099	403,482	213	117,258
山形	21,279	234,608	487,439	349	152,956
福島	53,175	636,319	942,317	462	261,537
茨城	91,112	861,396	1,450,312	913	565,471
栃木	62,039	712,117	1,125,365	643	481,822
群馬	54,236	637,548	1,016,104	941	584,024
埼玉	208,283	2,661,573	3,627,463	2,149	1,157,221
千葉	182,014	2,434,398	3,453,155	3,119	1,591,674
東京都	551,696	10,003,307	11,039,516	6,625	3,172,629
神奈川県	291,167	4,560,822	5,833,449	3,397	1,806,423
新潟	39,946	509,887	848,281	386	248,625
富山	26,374	339,473	466,889	672	269,907
石川	29,348	335,263	487,574	676	272,624
福井	17,331	233,128	400,938	329	135,380
山梨	22,159	327,568	509,663	387	281,454
長野	43,794	672,076	1,016,246	562	320,229
岐阜	61,456	621,760	1,026,067	563	315,900
静岡県	119,841	1,264,101	1,857,968	755	411,581
愛知県	281,367	2,724,767	3,754,374	1,587	861,786
三重	44,051	497,876	931,561	1,454	830,619
滋賀	29,261	371,339	510,868	349	157,317
京都	86,723	1,194,749	1,456,602	749	471,144
大阪	312,642	4,508,465	5,513,061	2,261	1,299,154
兵庫県	154,102	2,234,120	2,790,945	1,169	654,293
奈良	37,034	563,572	817,458	232	121,012
和歌山	26,412	308,738	574,162	256	119,232
鳥取	12,741	132,207	247,238	299	170,400
島根	12,906	116,436	199,607	153	39,555
岡山	47,272	550,900	876,156	250	127,989
広島	85,535	1,082,066	1,512,852	573	336,673
山口	37,623	355,344	755,454	280	189,851
徳島	17,172	196,624	353,195	109	81,187
香川	29,702	284,697	444,066	121	63,781
愛媛	35,482	391,111	600,439	239	122,972
高知	16,659	209,996	369,248	136	54,508
福岡	126,746	1,328,197	2,645,263	1,707	791,258
佐賀	14,509	124,383	321,188	167	59,913
長崎	21,141	229,071	561,895	353	191,499
熊本	43,558	429,551	1,030,862	660	368,403
大分	23,108	225,896	491,259	149	162,019
宮崎	20,181	200,276	522,661	798	339,633
鹿児島	27,643	274,908	683,559	1,162	611,251
沖縄	24,446	252,668	305,510	151	126,854
分類不能	2,861	54,348	93,658	0	0
合計	3,762,648	49,868,155	70,387,453	45,179	24,708,550

※1 本表は1年契約を対象に集計したものです。

※2 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。

※3 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第3表 火災保険 住宅物件構造別統計表〈2016年度〉

構造	新契約			支払	
	件数	保険金額 百万円	保険料 千円	件数	保険金 千円
M構造	1,094,116	14,515,302	10,643,886	10,057	3,725,841
T構造	993,362	10,508,586	12,855,676	7,293	4,173,217
H構造	1,674,273	24,843,148	46,620,428	27,673	16,753,372
その他・不明	897	1,118	267,462	156	56,119
合計	3,762,648	49,868,155	70,387,453	45,179	24,708,550

- ※1 本表は1年契約を対象に集計したものです。
- ※2 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。
- ※3 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第4表 火災保険 住宅物件保険対象別統計表〈2016年度〉

保険対象	新契約			支払	
	件数	保険金額 百万円	保険料 千円	件数	保険金 千円
建物	957,728	21,620,048	25,395,238	27,809	15,532,237
家財	2,057,986	9,083,004	17,468,959	6,354	1,983,161
混合・不明	746,934	19,165,102	27,523,255	11,016	7,193,151
合計	3,762,648	49,868,155	70,387,453	45,179	24,708,550

- ※1 本表は1年契約を対象に集計したものです。
- ※2 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。
- ※3 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第5表 火災保険 住宅物件保険期間別統計表〈2016年度〉

保険期間	新契約		
	件数	保険金額 百万円	保険料 千円
短期（1年未満）	27,998	337,550	148,605
1年	3,762,648	49,868,155	70,387,453
2年	2,693,472	9,370,466	32,779,732
3年	443,041	7,779,607	15,736,577
4年	12,976	127,851	385,732
5年	4,900,006	93,041,849	171,577,224
6年	17,217	349,574	794,627
7年	1,920	29,042	167,818
8年	783	16,481	104,874
9年	570	12,147	75,215
10年	889,953	19,976,608	131,959,780
その他	67,100	739,171	1,387,213
不明	4	36	390
合計	12,817,688	181,648,541	425,505,247

- ※1 「新契約」の「件数」は証券件数を表します。
- ※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第6表 火災保険 住宅物件事故種別支払統計表

事故種別		2011年度		2012年度	
		件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
火災、破裂・爆発		7,711	32,907,037	8,058	33,573,116
落雷		16,428	3,834,876	31,223	7,573,776
自然災害	(風災・ひょう災)	86,004	49,850,717	104,308	47,110,417
	(雪災)	30,434	21,404,472	33,388	19,175,227
	(水災)	4,197	12,046,947	3,860	10,163,118
その他	(水濡れ)	29,113	16,172,679	32,260	17,689,360
	(水濡れ以外)	117,572	19,423,171	126,328	20,587,815
合計		291,459	155,639,899	339,425	155,872,830

- ※1 「件数」および「保険金」は、対象年度に発生した事故に対して、当該年度およびその翌年度に支払った件数および保険金を集計したものです。
- ※2 「その他（水濡れ以外）」は、盗難、物体の落下、破損・汚損、電氣的・機械的事故および地震火災費用等に対する保険金を集計したものです（不明を含みます）。

事故種別		2013年度		2014年度		2015年度	
		件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
火災、破裂・爆発		7,574	31,083,152	7,500	31,114,086	7,150	28,844,986
落雷		30,842	7,858,771	26,423	6,946,395	16,408	4,812,453
自然災害	(風災・ひょう災)	69,299	30,419,002	68,796	28,346,441	148,551	81,020,266
	(雪災)	205,864	128,505,417	23,812	13,832,715	30,924	15,074,541
	(水災)	3,549	8,563,552	3,379	9,789,787	3,608	14,663,398
その他	(水濡れ)	33,785	17,807,245	35,376	18,597,946	40,152	21,104,825
	(水濡れ以外)	121,141	20,627,147	132,516	22,488,820	167,264	29,087,190
合計		472,054	244,864,285	297,802	131,116,190	414,057	194,607,659

2 地震保険統計

【地震保険の統計数値について】

- (1) 新契約欄は、リトン・ベシス (P40参照) の数値です。
- (2) 保有欄は、当該年度末において有効な契約について集計した数値です。

第7表 地震保険 総括表

年 度	新 契 約		
	件 数	保 険 金 額	保 険 料
		百万円	千円
2012	9,439,876	78,361,464	184,924,645
2013	9,556,403	80,021,309	203,143,348
2014	9,584,984	79,399,422	226,640,447
2015	9,501,454	79,535,689	245,480,878
2016	9,298,612	77,478,280	254,208,714

年 度	保 有	
	件 数	保 険 金 額
		百万円
2012	15,050,169	128,039,914
2013	15,838,144	136,151,058
2014	16,489,482	143,426,235
2015	16,941,425	150,272,904
2016	17,712,801	159,628,458

- ※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
- ※2 「件数」は証券件数を表します。

第8表 地震保険 都道府県別統計表 (2016年度)

都 道 府 県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額	保 険 料	件 数	保 険 金 額
		百万円	千円		百万円
北 海 道	344,636	2,795,993	6,308,105	651,108	5,410,603
青 森	68,534	511,215	1,198,465	121,048	937,301
岩 手	63,475	552,935	945,650	120,542	1,093,735
宮 城	265,468	2,119,200	5,166,278	509,528	4,482,365
秋 田	45,263	384,623	723,277	90,249	800,225
山 形	47,834	440,728	740,577	87,675	846,142
福 島	124,440	1,115,898	2,187,573	229,572	2,183,624
茨 城	197,382	1,812,695	6,076,950	354,137	3,392,762
栃 木	125,484	1,157,131	1,849,469	229,710	2,283,083
群 馬	99,471	880,320	1,472,325	182,251	1,715,940
埼 玉	540,303	4,490,306	15,935,707	1,016,561	8,992,414
千 葉	487,053	4,035,869	20,067,713	946,862	8,315,035
東 京	1,363,009	11,406,064	51,832,928	2,587,064	23,046,343
神 奈 川	781,257	6,470,690	30,809,190	1,497,454	13,195,945
新 潟	95,158	825,375	2,140,208	191,563	1,791,604
富 山	43,884	460,533	896,624	89,870	973,560
石 川	58,819	519,629	1,009,778	120,368	1,130,186
福 井	37,386	387,426	714,797	78,645	836,679
山 梨	55,171	557,423	1,499,702	113,856	1,187,416
長 野	97,293	1,030,809	1,723,906	181,083	1,957,729
岐 阜	149,200	1,192,610	2,743,611	284,142	2,636,193
静 岡	271,612	2,417,761	11,092,982	477,862	4,655,649
愛 知	742,926	5,277,330	23,099,159	1,309,075	11,453,978
三 重	120,375	999,552	4,361,044	220,629	2,007,057
滋 賀	85,566	813,456	1,231,672	157,633	1,567,341
京 都	191,253	1,610,678	3,533,593	358,408	3,207,682
大 阪	727,433	5,912,528	17,697,705	1,346,761	11,733,460
兵 庫	346,425	3,014,073	6,214,288	682,433	6,385,123
奈 良	84,932	811,428	1,858,254	170,684	1,704,086
和 歌 山	57,275	484,506	2,250,871	112,855	1,020,153
鳥 取	28,538	248,386	471,184	58,911	548,996
島 根	22,965	203,491	408,361	47,638	464,720
岡 山	97,268	885,497	1,504,905	193,675	1,848,191
広 島	189,256	1,668,040	2,851,013	386,468	3,622,250
山 口	81,130	716,307	1,204,490	164,444	1,548,765
徳 島	47,263	377,962	1,486,749	96,714	883,347
香 川	67,046	587,734	1,533,069	138,553	1,334,738
愛 媛	75,031	663,851	2,373,691	160,268	1,516,397
高 知	45,233	378,363	1,380,144	92,012	832,230
福 岡	400,367	2,957,478	5,073,332	823,854	7,000,501
佐 賀	35,691	306,303	549,218	71,399	649,503
長 崎	53,232	431,445	720,186	100,049	845,393
熊 本	165,203	1,335,230	2,294,621	283,160	2,494,144
大 分	61,150	532,529	1,389,290	132,875	1,225,964
宮 崎	64,420	507,407	1,339,680	136,069	1,145,494
鹿 児 島	99,755	771,217	1,393,118	211,645	1,770,423
沖 縄	46,747	418,256	853,260	95,439	953,990
合 計	9,298,612	77,478,280	254,208,714	17,712,801	159,628,458

- ※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
- ※2 「件数」は証券件数を表します。

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

第9表 地震保険 都道府県・保険対象・構造別統計表〈2016年度〉

建物・イ構造

都道府県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
北海道	91,582	1,078,822	1,693,247	179,827	2,154,074
青森	8,987	125,381	178,355	16,976	235,204
岩手	11,819	166,998	211,170	25,233	342,024
宮城	57,320	772,245	1,333,113	133,386	1,834,120
秋田	6,567	87,791	106,243	13,112	171,264
山形	9,146	124,582	143,930	16,944	242,916
福島	25,110	383,127	482,209	52,628	785,931
茨城	50,718	682,879	1,529,409	99,282	1,358,561
栃木	31,201	455,980	552,260	65,313	950,033
群馬	23,723	323,995	391,803	47,012	657,049
埼玉	160,448	1,825,059	5,007,678	333,439	3,979,704
千葉	152,410	1,698,340	6,888,249	334,733	3,776,656
東京都	559,885	6,727,870	27,288,416	1,174,405	14,237,537
神奈川県	297,277	3,099,219	12,655,246	626,803	6,852,331
新潟	17,187	248,129	407,053	40,121	561,394
富山	8,044	125,127	166,429	17,446	263,298
石川	10,059	153,379	211,277	22,510	336,059
福井	7,777	121,808	152,740	16,355	254,815
山梨	14,121	207,356	364,404	31,250	457,379
長野	22,949	342,607	413,199	45,309	670,724
岐阜	31,828	462,789	725,160	74,322	1,081,913
静岡	73,823	1,071,723	3,827,351	148,286	2,150,194
愛知	190,846	2,632,809	9,476,385	436,316	6,123,017
三重	31,625	436,460	1,411,971	65,237	898,061
滋賀	28,014	354,748	409,407	55,435	726,539
京都	52,197	669,333	1,055,090	109,328	1,457,448
大阪	285,008	3,135,597	7,687,201	565,078	6,674,481
兵庫県	142,582	1,569,823	2,549,609	307,297	3,594,506
奈良	26,786	321,078	507,517	57,668	723,371
和歌山	15,310	199,621	690,086	32,785	448,174
鳥取	5,729	77,870	109,496	13,571	184,274
島根	4,206	60,572	89,300	10,249	147,688
岡山	31,271	421,410	554,350	68,428	902,909
広島	62,050	838,022	1,153,205	147,515	1,920,000
山口	28,619	354,903	451,081	60,389	762,374
徳島	13,140	182,023	462,318	30,350	434,970
香川	21,043	275,057	503,272	48,241	645,603
愛媛	20,959	300,103	714,331	50,604	721,458
高知	13,032	187,039	446,132	29,846	433,160
福岡	139,543	1,551,838	2,202,771	314,351	3,890,334
佐賀	10,319	124,416	162,599	21,058	260,520
長崎	15,237	191,696	247,371	30,019	382,814
熊本	34,571	479,708	623,360	66,336	940,158
大分	19,667	259,100	479,345	46,141	610,899
宮崎	16,750	222,301	417,147	37,194	506,414
鹿児島	26,348	352,362	496,493	60,172	824,643
沖縄	26,031	363,057	744,158	60,790	853,489
合 計	2,932,864	35,846,154	98,372,934	6,239,090	78,420,484

建物・ロ構造

都道府県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
北海道	154,105	1,319,130	3,697,996	297,325	2,504,545
青森	37,221	317,862	854,690	68,659	579,099
岩手	33,926	311,496	613,051	67,646	618,496
宮城	91,947	877,390	2,765,095	190,832	1,808,849
秋田	27,486	248,323	519,760	58,921	526,307
山形	26,886	260,545	498,011	52,053	496,453
福島	58,466	546,756	1,354,060	114,340	1,066,925
茨城	94,082	845,165	3,590,166	170,908	1,516,423
栃木	56,817	507,074	998,225	108,997	975,897
群馬	47,034	411,086	845,670	90,849	790,861
埼玉	222,620	1,877,700	8,187,429	413,614	3,486,942
千葉	195,751	1,700,055	10,075,521	376,815	3,265,591
東京都	301,572	2,611,042	15,507,037	555,684	4,894,312
神奈川県	256,210	2,236,622	12,870,989	470,010	4,137,645
新潟	46,526	450,078	1,407,145	99,798	972,941
富山	25,968	274,830	618,996	55,734	590,493
石川	30,456	296,103	675,845	67,764	657,072
福井	22,165	217,379	472,341	48,902	481,720
山梨	29,964	280,959	957,700	63,518	593,706
長野	53,319	561,032	1,091,897	100,575	1,046,129
岐阜	58,218	539,205	1,612,484	126,506	1,179,628
静岡	110,260	1,018,615	5,761,926	207,826	1,906,463
愛知	188,626	1,733,562	10,072,121	398,819	3,669,822
三重	48,453	434,376	2,390,190	97,555	866,948
滋賀	39,613	366,147	677,203	71,728	663,016
京都	83,369	696,147	1,943,600	152,910	1,283,783
大阪	219,842	1,712,843	6,801,285	389,783	3,063,176
兵庫県	107,495	950,201	2,678,301	205,439	1,818,838
奈良	40,763	368,750	1,063,341	80,577	731,743
和歌山	28,696	222,739	1,261,764	57,342	445,927
鳥取	14,804	137,703	303,629	32,260	299,348
島根	11,717	115,836	269,429	26,464	263,931
岡山	36,588	329,515	727,824	76,055	684,992
広島	69,392	574,149	1,293,984	147,109	1,225,726
山口	31,540	267,296	597,118	69,655	596,761
徳島	17,588	142,653	836,150	41,465	341,697
香川	26,016	221,807	810,052	59,412	508,636
愛媛	34,633	274,463	1,348,165	77,092	611,810
高知	17,827	134,524	728,279	37,733	287,684
福岡	106,368	873,615	2,013,795	244,887	2,017,104
佐賀	15,433	134,480	302,816	33,407	291,106
長崎	23,024	173,827	361,319	44,714	336,707
熊本	73,111	604,103	1,251,984	138,222	1,140,402
大分	26,148	207,683	740,611	60,097	475,346
宮崎	29,092	209,497	719,749	67,059	482,210
鹿児島	42,268	301,866	688,183	97,072	703,666
沖縄	873	6,956	26,088	1,651	13,756
合 計	3,314,278	28,903,186	114,883,015	6,515,783	56,920,629

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
 ※2 「件数」は証券件数ではなく保険の対象の件数を表します。
 ※3 「イ構造」は耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等、「ロ構造」はイ構造以外の建物を表します。

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

家財・イ構造

都道府県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
北海道	75,771	179,030	268,629	135,881	330,796
青森	9,991	20,548	26,605	15,135	33,188
岩手	12,589	26,419	29,285	20,098	45,075
宮城	89,832	224,154	342,309	154,802	403,055
秋田	5,990	12,450	13,695	9,512	21,509
山形	8,265	17,021	18,436	12,972	29,123
福島	33,558	75,007	82,691	52,695	126,931
茨城	59,030	131,758	262,337	96,096	229,591
栃木	39,805	90,267	94,520	64,477	159,508
群馬	28,008	61,848	65,656	45,332	108,094
埼玉	175,257	431,009	1,069,317	315,200	819,599
千葉	155,964	375,509	1,432,992	288,821	743,891
東京都	621,324	1,497,461	5,611,199	1,128,966	2,843,081
神奈川県	286,795	726,207	2,778,861	536,586	1,420,907
新潟	21,189	43,813	63,433	36,842	82,194
富山	9,226	20,043	22,316	15,509	36,130
石川	14,788	27,935	31,080	24,037	48,721
福井	7,162	17,073	20,117	12,471	31,953
山梨	13,675	30,739	47,337	23,634	57,443
長野	21,427	48,922	55,825	36,849	88,328
岐阜	59,549	103,753	135,248	91,967	185,986
静岡	91,300	175,643	568,002	137,764	303,069
愛知	388,421	638,752	1,903,705	567,905	1,100,730
三重	41,444	71,958	217,648	63,858	125,801
滋賀	23,953	51,883	59,132	42,192	97,154
京都	61,335	132,695	195,685	109,696	248,461
大阪	282,188	710,610	1,692,652	515,779	1,337,131
兵庫県	134,841	338,111	512,537	254,087	662,167
奈良	21,426	59,613	90,408	41,477	120,625
和歌山	12,944	29,943	102,136	23,448	59,356
鳥取	6,896	13,593	14,935	11,244	24,065
島根	5,810	10,766	11,723	8,778	17,916
岡山	32,633	71,529	85,244	57,035	133,063
広島	63,167	150,133	177,207	108,180	272,053
山口	23,116	51,203	61,589	40,240	96,472
徳島	17,871	32,310	67,615	29,456	60,301
香川	23,295	52,488	78,168	38,805	95,401
愛媛	20,766	45,231	95,980	37,971	88,447
高知	14,358	30,899	65,151	25,703	58,689
福岡	169,658	349,542	438,500	308,876	682,907
佐賀	10,449	22,902	26,855	18,095	42,490
長崎	14,235	32,424	40,453	24,616	59,595
熊本	47,278	109,129	127,201	68,903	165,576
大分	17,245	35,574	58,686	31,322	69,703
宮崎	16,462	33,422	53,527	28,401	62,617
鹿児島	28,040	57,306	73,179	49,910	112,404
沖縄	27,755	47,614	80,789	48,213	85,649
合計	3,346,081	7,516,242	19,370,597	5,809,836	14,026,941

家財・ロ構造

都道府県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
北海道	87,141	219,010	648,234	165,286	421,188
青森	23,353	47,425	138,816	41,885	89,810
岩手	18,525	48,023	92,144	33,751	88,140
宮城	85,605	245,411	725,761	150,505	436,341
秋田	14,645	36,059	83,580	30,690	81,145
山形	14,160	38,580	80,200	27,481	77,650
福島	37,266	111,008	268,612	67,760	203,838
茨城	54,232	152,893	695,038	100,861	288,188
栃木	36,544	103,810	204,463	69,440	197,645
群馬	31,539	83,390	169,197	59,155	159,936
埼玉	128,404	356,537	1,671,283	246,726	706,170
千葉	98,938	261,965	1,670,951	191,360	528,897
東京都	221,077	569,691	3,426,275	398,413	1,071,414
神奈川県	147,826	408,642	2,504,093	277,007	785,062
新潟	35,531	83,355	262,577	70,045	175,075
富山	14,841	40,533	88,884	30,412	83,639
石川	17,933	42,211	91,575	36,632	88,335
福井	11,056	31,167	69,599	24,186	68,191
山梨	14,963	38,369	130,261	30,703	78,888
長野	28,143	78,248	162,986	54,188	152,547
岐阜	36,183	86,863	270,719	75,177	188,666
静岡	58,358	151,780	935,702	108,126	295,923
愛知	119,043	272,206	1,646,947	225,298	560,409
三重	23,865	56,758	341,236	46,107	116,247
滋賀	15,903	40,678	85,929	31,042	80,633
京都	39,953	112,503	339,219	75,409	217,990
大阪	120,844	353,477	1,516,567	221,587	658,672
兵庫県	56,153	155,939	473,842	108,952	309,612
奈良	20,052	61,987	196,989	40,555	128,346
和歌山	12,568	32,202	196,885	25,458	66,697
鳥取	7,240	19,220	43,124	15,262	41,309
島根	6,540	16,316	37,908	13,559	35,186
岡山	22,483	63,042	137,487	44,360	127,227
広島	37,248	105,737	226,617	71,543	204,471
山口	16,315	42,905	94,703	34,226	93,158
徳島	9,023	20,976	120,666	19,510	46,379
香川	14,172	38,382	141,577	30,729	85,098
愛媛	17,551	44,054	215,214	37,269	94,682
高知	10,268	25,901	140,582	20,497	52,697
福岡	72,855	182,482	418,266	154,090	410,157
佐賀	9,355	24,505	56,948	20,164	55,387
長崎	13,809	33,497	71,043	25,921	66,276
熊本	53,263	142,290	292,076	91,733	248,008
大分	11,795	30,172	110,648	26,526	70,016
宮崎	17,146	42,187	149,257	36,509	94,253
鹿児島	25,944	59,683	135,263	53,715	129,710
沖縄	386	628	2,225	628	1,096
合計	1,970,037	5,212,697	21,582,168	3,760,438	10,260,404

第10表 地震保険 保険期間別統計表〈2016年度〉

保 険 期 間	新 契 約		
	件 数	保 険 金 額	保 険 料
		百万円	千円
1年	5,618,306	48,764,376	79,661,290
2年	1,155,561	1,896,001	5,444,251
3年	181,772	1,780,593	8,313,837
4年	22,309	256,706	1,124,513
5年	2,320,664	24,780,604	159,664,822
合 計	9,298,612	77,478,280	254,208,714

- ※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
- ※2 「件数」は証券件数を表します。
- ※3 「保険期間」の「1年」には地震保険契約の中途付帯（1年未満）を含みます。

第11表 地震保険 保険金額別統計表〈2016年度〉

新 契 約					
建 物			家 財		
保 険 金 額 区 分	件 数	保 険 金 額	保 険 金 額 区 分	件 数	保 険 金 額
		百万円			百万円
100万円まで	20,063	16,514	100万円まで	1,209,446	921,570
100万円超200万円まで	106,046	174,109	100万円超200万円まで	1,701,472	2,515,524
200万円超400万円まで	641,784	2,113,395	200万円超300万円まで	1,192,681	3,023,804
400万円超600万円まで	1,307,307	6,715,646	300万円超400万円まで	352,250	1,318,206
600万円超800万円まで	1,202,894	8,667,414	400万円超500万円まで	534,516	2,640,299
800万円超1,000万円まで	1,154,244	10,733,513	500万円超600万円まで	116,989	666,559
1,000万円超2,000万円まで	1,440,567	19,549,618	600万円超700万円まで	53,216	350,983
2,000万円超3,000万円まで	183,709	4,513,882	700万円超800万円まで	94,277	712,942
3,000万円超4,000万円まで	62,755	2,213,596	800万円超900万円まで	22,344	192,302
4,000万円超5,000万円まで	76,650	3,690,435	900万円超1,000万円まで	38,897	386,054
合 計	6,247,142	64,749,340	合 計	5,316,118	12,728,939

- ※1 「件数」は証券件数ではなく保険の対象の件数を表します。
- ※2 「合計」には、区分所有建物の共有部分一括契約を含みます。

第12表 地震保険 都道府県別付帯率の推移

都道府県	年度					(参考)世帯加入率 年 2016 %
	2012	2013	2014	2015	2016	
	%	%	%	%	%	%
北海道	49.7	50.5	50.8	51.0	52.4	23.4
青森	57.7	59.4	60.8	61.8	62.9	20.3
岩手	61.4	64.0	65.3	66.8	67.9	22.7
宮城	83.5	85.2	85.3	86.2	86.4	51.8
秋田	63.2	65.7	67.3	68.5	69.5	21.0
山形	56.1	57.3	59.1	60.9	62.5	21.0
福島	64.8	67.0	68.7	70.5	72.2	29.1
茨城	57.4	59.9	60.3	60.5	61.9	28.6
栃木	55.4	58.0	60.5	62.2	64.2	27.7
群馬	47.8	50.1	52.6	54.7	56.6	21.6
埼玉	55.2	57.2	58.3	58.9	60.4	31.4
千葉	53.7	55.1	55.8	56.9	58.7	33.4
東京都	53.9	55.1	56.0	56.8	58.1	36.7
神奈川県	55.6	56.5	57.4	58.2	59.3	35.1
新潟	57.6	59.6	61.3	62.4	64.0	21.2
富山	47.5	48.9	50.3	51.2	54.1	21.4
石川	50.8	51.5	52.1	53.4	56.2	24.9
福井	52.1	54.5	56.4	58.0	59.7	26.7
山梨	61.6	63.3	65.8	67.7	69.8	31.6
長野	47.0	49.3	51.7	54.4	56.7	20.7
岐阜	68.8	70.7	72.3	73.1	74.6	34.6
静岡県	59.5	60.8	61.8	62.7	64.4	30.4
愛知	69.5	70.5	71.2	71.1	72.9	40.3
三重	62.4	64.0	64.0	64.8	66.2	27.9
滋賀	50.3	52.7	54.3	55.6	57.5	27.5
京都	47.7	50.3	51.9	53.2	55.7	29.3
大阪	53.9	56.0	56.9	57.5	59.0	31.5
兵庫	48.4	51.6	53.1	54.3	56.2	26.7
奈良	58.0	60.0	61.1	61.7	63.8	28.7
和歌山	55.5	56.8	58.1	59.3	61.0	25.3
鳥取	57.8	60.4	62.3	64.2	66.8	24.5
島根	52.3	53.7	54.9	55.5	57.8	16.2
岡山	47.7	49.7	52.1	53.6	56.8	22.7
広島	61.6	62.9	64.7	65.7	67.0	29.4
山口	51.9	53.8	55.8	57.6	60.1	24.6
徳島	69.5	71.0	71.7	72.4	73.8	28.7
香川	60.4	63.0	64.4	66.3	68.8	31.3
愛媛	58.6	61.2	62.5	63.9	66.0	24.4
高知	81.7	83.3	83.3	84.2	84.8	26.0
福岡	59.8	61.3	62.8	64.0	67.2	34.2
佐賀	41.5	42.5	43.3	44.7	50.1	21.3
長崎	37.7	38.3	38.5	39.2	45.0	15.4
熊本	58.9	60.7	62.0	63.8	74.3	35.6
大分	57.2	59.9	61.4	62.9	65.9	24.6
宮崎	71.0	72.8	74.6	76.3	79.0	25.8
鹿児島	69.3	70.8	71.5	73.0	76.3	25.9
沖縄	50.9	51.5	51.5	51.5	54.2	14.8
合計	56.5	58.1	59.3	60.2	62.1	30.5

※1 付帯率は、当該年度に契約された火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険を付帯している件数の割合です。

※2 世帯加入率は、2016年12月末時点で有効な地震保険保有契約件数を2017年1月1日時点の住民基本台帳（総務省自治行政局公表、外国人含む）に基づく世帯数で除した数値です。

第13表 地震保険 割引種類別統計表（2016年度）

割引種類	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
割引あり	免震建築物	20,692	205,024	46,563	465,975
	耐震等級3	291,020	4,267,179	644,254	9,283,047
	耐震等級2	56,382	683,961	120,661	1,463,795
	耐震等級1	94,397	715,286	218,773	1,635,815
	耐震診断	8,147	88,958	18,219	195,858
	建築年	5,501,104	50,289,453	10,626,680	105,282,075
割引なし	3,326,870	21,228,418	72,731,236	6,037,651	41,301,893
合 計	9,298,612	77,478,280	254,208,714	17,712,801	159,628,458

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※2 「件数」は証券件数を表します。

3 関連情報

第14表 住宅火災発生状況の推移

区分 年(暦年)	出火件数		死者数		負傷者数	
	件数	指数	人数	指数	人数	指数
2006	17,338	100	1,349	100	5,251	100
2007	16,920	98	1,322	98	5,113	97
2008	16,289	94	1,277	95	4,712	90
2009	15,556	90	1,152	85	4,540	86
2010	14,715	85	1,152	85	4,327	82
2011	14,271	82	1,163	86	4,253	81
2012	13,564	78	1,111	82	3,969	76
2013	12,995	75	1,075	80	3,843	73
2014	12,362	71	1,094	81	3,755	72
2015	11,585	67	992	74	3,582	68

- ※1 出火件数、死者数および負傷者数は、「(1月～12月)における火災の状況(確定値)」(消防庁)によります。
- ※2 出火件数、死者数および負傷者数は、建物のうち一般住宅・共同住宅に対する件数または人数の合計です。
- ※3 指数は、2006年を100としたものです。

第15表 集中豪雨の年間観測回数の推移

区分 年(暦年)	1時間降水量が50mm以上		1時間降水量が80mm以上	
	観測回数	指数	観測回数	指数
1977	169	100	16	100
1978	145	86	6	38
1979	225	133	11	69
1980	156	92	9	56
1981	140	83	7	44
1982	230	136	16	100
1983	186	110	10	63
1984	110	65	5	31
1985	157	93	8	50
1986	103	61	9	56
1987	188	111	15	94
1988	251	149	29	181
1989	190	112	15	94
1990	295	175	11	69
1991	156	92	12	75
1992	112	66	6	38
1993	256	151	11	69
1994	131	78	6	38
1995	158	93	10	63
1996	94	56	10	63
1997	177	105	10	63
1998	331	196	28	175
1999	275	163	31	194
2000	244	144	10	63
2001	206	122	22	138
2002	173	102	11	69
2003	182	108	15	94
2004	356	211	24	150
2005	193	114	8	50
2006	238	141	22	138
2007	194	115	14	88
2008	254	150	18	113
2009	169	100	12	75
2010	209	124	16	100
2011	275	163	21	131
2012	282	167	16	100
2013	237	140	25	156
2014	237	140	16	100
2015	207	122	20	125
2016	257	152	21	131

- ※1 集中豪雨の年間観測回数は気象庁ウェブサイトによります。
- ※2 集中豪雨は、1時間降水量が50mm以上の大雨をいいます。
- ※3 指数は、1977年を100としたものです。